

『高原所系図志冊』

○天保四年・・・一八三三年

天保四年^巳十二月吉日 之改

高原所系圖壺冊

書持主

永瀆武助師次

此書物^{ニ而}所何様之儀者家之可被系圖書記事
子孫にいたるまで不埒有之間敷事

高原地頭之次第

一番	天正三年	鎌田形部殿 ^形	十四番	寛文六年	喜入休右衛門殿
二番	同五年	上原長門殿	十五番	同九年	山田式部殿 ^長
三番	同九年	吉田若狭殿	十六番	貞享元年	若松彦兵衛殿
四番	同十一年	山田理庵殿 ^安	十七番	同三年	種子嶋次郎右衛門殿
五番	同十四年	新納旅庵殿	十八番	同五年	喜入休右衛門殿
六番	同十八年	山田理庵殿 ^安	十九番	宝永二年	清水弥兵衛殿
七番	慶長二年	入木院又六殿 ^米	廿番	元禄九年	椀山権左衛門殿
八番	同七年	嶋津大膳亮殿	廿一番	正徳三年	左近丞與太夫殿

九番	寛永七年	村田九郎左衛門殿	廿二番	市来勘左衛門殿
十番	同十五年	鎌田源左衛門殿	廿三番	伊集院仁左衛門殿
十一番	正宝三年	猿渡大炊介殿	廿四番	宝曆三年 畠山喜藤太殿
十二番	承應三年	相良主形殿 <small>也</small>	廿五番	伊集院伊膳殿
十三番	明暦三年	相良吉右衛門殿	廿六番	明和 石黒戸後左衛門殿
			廿七番	寛政十 椀山助之進殿

廿八番 文政元年 日高次左衛門殿

廿九番 同八年 平嶋平八殿

三十番 同九年 吉岡久馬殿

三十一番 同三拾年 嶋津典禮殿
三十老年なる
後替名相馬殿

安政元年

三十二番 福崎助八殿

同五年

三十三番 嶋津矢柄殿

元治元年子十月五日小林二而居地頭

三十四番 名越屋左源太殿寅九月高岡表居地頭相移被成候

慶應二年寅九月小林二而居地頭九ヶ郷請持

三十五番 中原周助殿

慶應三年卯三月

○「名越屋左源太」は名越時敏

○文龜は四年（一五〇四）まで

○「江平」は現在の宮崎県都城市高崎町江平、「志和知」は都城市上水流町の志和池城跡付近、「野の見谷」は都城市野々見谷町付近

○「志和池之内王子之下川原より右を高原、左を都城と繩を引いた」とある（庄内地理志 卷八十六）

○「義種」は室町幕府十代將軍の足利義種か

○天文十四年・・・一五四五年

○天文廿年・・・一五五一年

○「白坂式部太夫」は天文年間に税所氏（後の高原氏）を追討し高原を領した志和池城主の白坂下総守兼次か（同卷八十七）

○元龜元年・・・一五七〇年

○元龜三年・・・一五七二年

三十六番

慶應三年卯九月朔日

谷川十郎兵衛殿 小林^{三而}居御地頭九ヶ郷請持

三十七番

近藤七郎右衛門殿 小林^{三而}居御地頭五ヶ郷請持

高原所系圖

伊東修理太夫三位

高原城見定 稻津新五兵衛 殿

落合八太夫 殿

文龜八年癸十一月

高原江平志和知野の見谷高崎一所^ニ

△此時天下義種公征夷大將軍住^ス

天文十四年 地頭 稻津豊前殿

天文廿年^北比原勘解由次男殿領内^ト成^ル

高原江平志和知野の見谷合士衆七百三十六

地頭 白坂式部太夫殿

元龜元年^北比原^ト伊東^ト軍有又伊東領内^ト成^ル

元龜三年九岐因幡守殿 但伊東衆

○「高崎城」は現在の都城市高崎町前田にある城跡

○天正二年・・・一五七四年

○「隅州國分」は現在の鹿児島県霧島市国分周辺

○天正三年・・・一五七五年

○高原城攻めは天正四（一五七六）年
○「飯野」は現在のえびの市
○「福永丹波守」は伊東家家臣で野尻城主（薩藩旧記雑録後編一―九〇五）
※「薩藩旧記雑録」は以下「前掲」と表記する
○「真幸院」は現在のえびの市辺り

高崎城定然共城之根城無之普請ナシ

△二始又三郎嶋津判官 一番忠久公方始ナリ
豊後守頭

天正二年甲戌

△一嶋津御當家ニ成ル

隅州國分ニ居城拾七代目ノ孫

△太守嶋津又ケ三郎右衛門頻 義久公

齋名龍白法印

天正三年

△御軍代國司

拾八代目 義久御舍弟也

太守嶋津兵庫守殿義弘

齋名維稚新

高原城取合軍有 飯野江御座

此時方日州散落スル

野尻地頭 伊東衆 福永丹波守殿

日州真幸院ト号諸縣之郡也

此時兵庫守殿江参衆五人一迫間一川平一大牟田

- 天正三年・・・一五七五年
- 「志布茲」は現在の鹿児島県志布志市志布志辺り
- 「鎌田刑部少殿」は鎌田出雲守政近(前掲後編一八二八)
- 天正四年・・・一五七六年
- 「菱州」は現在の鹿児島県伊佐市菱刈辺り
- 天正五年・・・一五七七年
- 「上原長門守」は上原尚近
- 天正六年・・・一五七八年
- 「蒲生」は現在の鹿児島県始良市蒲生地区
- 天正八年・・・一五八〇年
- 天正九年・・・一五八一年
- 「吉田若狭」は吉田朝清あるいは清存(前掲拾遺諸氏系譜一 諸郷地頭系図)
- 天正十一年・・・一五八三年
- 「山田理庵」は山田越前守有信(前掲 諸郷地頭系図)
- 天正十三年・・・一五八五年

一宮田一朝倉 志和知江平離_レ又江平高原之内_ニ入_テ壱所_ニ成_ル

天正三年八月其年

一番と成志布茲_ニ移_リ被成候 御持地頭鎌田刑部少殿(輔ヌケ)

天正四年出水菱州大口_方移衆

坂田 真方 白坂 麦山 牛谷 森山 本田

天正五年

二番地頭 上原長門守殿

天正六年

一 琉球國御幕下_ト成琉球立衆 高原衛門 田實大蔵

此時蒲生_方移衆 福元 山元 平川 尾方 瀧名

天正八年豊後_ニ入_ル

天正九年二年御持被成候

三番地頭 吉田若狭殿

此時物頭役_ト始_ル 庄屋代 赤崎丹波

天正十一年

四番地頭 山田理庵(安)

物頭役川添越前

天正拾三年高岡福山_江移衆 白川 松岡

○天正十四年・・・一五八六年

○「新納旅庵」は新納長住
(前掲後編二一四〇五)

本田 赤崎 吉井 瀬之口 麦山 黒木 白坂 平良
天正十四年

五番

新納旅庵

所物頭役 同

白坂権右衛門宮田六郎左衛門後_ニ飛驒_ニ成 迫間甲斐 後_ニ酒袋入道

此時西役松下大堂伊集院_方移_リ入_ル也京士乱入

○天正十五年・・・一五八七年

天正十五年

△天下羽柴大閣公下向

天正十五年

上井次郎左衛門秀穂加増目録被下候事人々_ニ宛書有

○天正十七年・・・一五八九年

※同十八年か(同六八七)

天正十七年高麗_方和段之使 京都_ニ渡

△太閣公一天張祈事

○「畑西池」は場所不明

※但し、高原町大字広原に「鳩取山」
の字名あり

一 小森江介谷川金兵衛畑西池之堤_ニ被打

果候右者上意_ニ被打果候但伏見_へ飛脚

被仰付候為致途々_ニ被打果候竹下斎藤

樋渡_方切也是者徳永淡路_方油断被仕

_ニ付被打果候非道之死也

△義弘公義久之御舎弟也

○「宮田」は高原町大字広原の花堂地区入口にある「宮田坂」辺りか

○天正十八年・・・一五九〇年

○「山田理安」は山田越前守有信

(前掲 諸郷地頭系図)

○「東霧嶋」は現在の都城市高崎町の東霧島地区

○文禄元年・・・一五九二年

○慶長元年・・・一五九六年

○慶長二年・・・一五九七年

○「入来院又六」は入来院重時

(前掲後編三一―一七四)

○慶長三年・・・一五九八年

○「庄内」は現在の都城市庄内地区

○「伊集院源次郎」は伊集院忠貞

(同一四九二)

○慶長四年・・・一五九九年

○「山田城」は現在の都城市山田町にある城跡

○「鳥井原」は高原町大字西麓に「鳥井

原」の字名あり

○「池平」「黒瀬戸」共に不明

○「瀬戸尾筋」は高原町大字広原の旭台地区に「瀬田尾」の字名あり

△義久公伏見^江御参府之時宮田村^江御一宿

被遊候其以後^ニ者花堂高松御假屋^江光着

天正十八年

六番地頭

山田理庵^卷殿

此時噯役定大牟田又左衛門^後藤兵衛川添壹岐介

文禄元^{壬辰}年高麗入此時東霧嶋^{ひがし}高原之内^ニ入

年号カワル

慶長元年高麗^方使者用下記和段^ニ渡伏見^ニイル

慶長二年真幸院惣軍代

七番地頭

入木院又六殿

慶長三年^方庄内八万石

伊集院源次郎殿籠城十式外城籠^ル

同四年五年軍有此時^ニ山田城六月廿三日落散

此時高原衆中徳永淡路兄弟鳥井原^ニ而切腹三月

一 池平^ニ遠め番屋有黒瀬戸^と遠め番屋有

瀬戸尾筋者花堂隱居之人番手鹿兒嶋

徠還^在度々先送り申候右者噯衆川添壹岐

を割付居屋敷木戸口^ニ而川添殿於淡路兄

○「三原傳左衛門」は詳細不明
○「樫山権左衛門」は樫山久高か
(前掲後編三一六九六)

○「新納武州」は新納武蔵守忠元
(同一六一)

弟^ニ而切果^シ被申候事様子庄内軍^ニ付東

霧嶋并青木渡世を見分之由^ニ付三原

傳左衛門殿樫山権左衛門殿御越被成候其砌庄

屋案内者被仰渡候得者覚外庄屋を搦

被成哉^ト被考候^而川添壺岐殿被切割候常^ニ

此人庄内^ニ身方野心之人々如此候後^ニ相知候

淡路殿岩波殿屋敷^ニ屋籠被申候事依之

則國分御城^江被為御覚得候得者淡路兄弟

切腹被仰出候^而鳥井原^ニ而切腹カイシヤク人大

岐源左衛門殿屋籠之使人平川大膳後見^ト

黒木伊賀森山安右衛門瀬戸口五右衛門

暖大牟田藤兵衛宮田飛驒朝倉主計^ウ迫間酒袋

新納武州^方賦付覚一庄内軍足輕之人數

一 白坂権之介瀬戸口郷右衛門平川大膳大野蔵之介瀬戸口

刑左衛門^{後五右衛門}黒木伊賀^{後助左衛門}森山安右衛門竹下大蔵

大岐源左衛門宮田飛驒^{後六郎左衛門}早田壺岐合拾壺人

遠見渡野割忍之人數山本清兵衛高原

衛門小森長右衛門考良玄番^番齋藤蔵人

○慶長五年・・・一六〇〇年

○関ヶ原の戦で入来院又六戦死
(前掲後編三一―一七四)

○慶長七年・・・一六〇二年

○「嶋津大膳」は島津大膳亮忠俊
(前掲 諸郷地頭系図)

○慶長十七年・・・一六一二年

○慶長十八年・・・一六一三年

○慶長十九年・・・一六一四年

※大坂冬の陣

○「三原諸右衛門」は三原重種、
兵部少輔「は伊勢貞昌か
(前掲後編三二―一六八)

藤田筑前樋渡彦兵衛紙屋四郎左衛門田実大内蔵
尾方与介合拾人

源次郎殿和段山田城落六月廿三日

此時加増目録應人ニ奉公ニ高被下候宛書有

慶長五年三月十日 入木院又六印

一 美濃之國関原軍入木院殿戦死此時代

一 川添吉井高岡移り一丸山拾右衛門入来市成^方

治部左衛門猶子ニ成入田殿高岡^江被移候後川内^方

慶長七年

八番地頭

嶋津大膳殿

嘯朝倉主計丸山治部左衛門山口隱岐宮田飛驒

後ニ嘯肥田木太郎右衛門丸山十左衛門山口隱岐

慶長十七年東霧嶋高城の内ニ成^ル

同十八年

△松平家康公征夷将軍任^(大ヌケ)ス張行事

同十九年

△松平家康公大坂表^(卷)江^(卷)發向事

慶長拾九年八月四日知行目録被下候

印刑有^(形)三原諸右衛門印伊勢兵部少輔印

○「比志嶋紀伊」は比志島紀伊守國貞
(前掲後編三一六八八)

○「町田勝兵衛」は町田図書頭久幸か
(前掲拾遺諸氏系譜二)

○元和元年・・・一六一五年

○元和二年・・・一六一六年

○元和八年・・・一六二二年

○「家寛」は詳細不明

○寛永三年・・・一六二六年

○「黄門」は中納言の唐名

※島津家久か
(前掲後編五一二二四)

○「川内」は現在の鹿児島県薩摩川内市、
「向田」は現在の同市向田町か

比志嶋紀伊印町田勝兵衛無印人々^ニ宛書有

元和元年^卯八月七日大坂落城

秀頼公落散之事

元和二年四月

△松平家康公御他界日光東照権現^{卜号}

元和八年

△家寛公上京御参幸有

寛永三年

△將軍御父子上京^但二條御城^(行カ)江^江衍幸有

△御當家家光公中納言三位上^{住ル}
黄門様是

高原衆中出屋敷定嶋津大膳殿地頭時

元和寛永年中^ニ出衆中覚肥田木太郎右衛門

弓削今早右衛門肥田木源右衛門同名人左衛門同行^{小林證文^ニ而}入東善兵衛

同縫殿右者本来伊東領内より入

一 肥田木次郎左衛門右者本来庄内^方入本名藪田也

一 岩本善兵衛右者川内^{せんダイ}方^方入人一石塚五郎左衛門右者

向田^方入本名甲斐田一萩原源藤自移右者

飯野入沙門屋敷^{ニ而}候馬場大学院一跡續

○「清水」は現在の鹿児島県霧島市国分清水辺りか

○「秋月領内」は日向国高鍋藩

○「日向嵐田」は現在の東諸県郡国富町嵐田地区辺り

○「秋月長門守」は高鍋藩二代藩主の秋月種春か

長学坊右者日州^{より}入人一尙井仁兵衛右者

菱州^{より}入衆中也一斎藤善右衛門黒木玉仙坊

松坂子右衛門右者屋敷出一永田半左衛門右者

清水典厩之御假屋守流牢後此

方^江出其後本所^{より}さらひ被申^{ニ付}高原^{ニ而}

屋敷取為申候宮田正心^{より}返事被申候^而落着

一 萩原孫市小林^{より}入一萩原主膳右者清水^{より}

入大蔵養子^{ニ成ル}一黒木段右衛門右者伊賀

取立屋敷申候一木藤段介茂兵衛子右者

庄内^{より}入本名^ニ屋敷被下候宮田正心取立

一 大重拾右衛門采女猶子^ニ入一黒木右京右者

秋月領内^{より}入本名米良^と申出候得共黒木^{ニ成ル}

一 中絶帰菜黒木貞左衛門一田口長左衛門養子

^{ニ而}成ル甲斐^ニ右衛門右者秋月領内^{より}来ル

一 岩崎蔵之介右者地頭より取立一増田表

右衛門右者日向嵐田^{より}来^ル一泥谷采女右者

秋月長門守殿内^{より}入人一小牧代右衛門屋敷出

鳥集徳右衛門右同一甲斐両右衛門右者秋月領

○「綾」は現在の宮崎県東諸県郡綾町

○「加治木」は現在の鹿児島県始良市加治木

○「野尻」は現在の宮崎県小林市野尻

○「須木」は現在の小林市須木

内より入本名宮多甲斐ハ甲斐ニ右衛門より免

一 黒木宇右衛門右者秋月領内より入黒木右京養子成ル

一 岩崎主水右門(衛又之)同八郎兵衛小野清左衛門平川十左衛門

松永善介右屋敷出被下候一永野小左衛門丸山

阿波養子ニ而出ル一肥田木勘解由右者

綾より入養子成ル屋敷出一川原八郎兵衛迫間

弥兵衛橋口仲兵衛斎藤新兵衛亀田早左衛門大迫

勘解由左衛門大迫織部四位宮内左衛門山口藤

兵衛斎藤千左衛門右屋敷出申候一児玉壹

岐児玉七郎左衛門跡猶子ニ入児玉甚兵衛右者

地頭より取立一楠元新五郎堅物右者加治

木より入其後ニ屋敷出一黒木弥右衛門野尻江

自牢人ニ而出又六殿地頭上リ之時一松下

仲左衛門猶子成ル真方普堅坊養子ニ而成ル

一 成田掃部やしき出一大重拾右衛門田口ニ成ル

又大重ヲ名乗一猪俣城之介右ハ須木より入

やしき出被下候一永井平介寺田弥右衛門宮原

弥七左衛門中村藤兵衛右者猶子成ニ而済申候

○寛永六年・・・一六二九年
○「寔」は「亮」の誤記か

○「曾於郡」は現在の鹿児島県曾於市辺り

○寛永九年・・・一六三二年

○「村田九郎左衛門」は村田経永か
(前掲 諸郷地頭系図)

○「穆佐」は現在の宮崎市高岡町の穆佐地区

寛永六年嶋津大膳寔殿江相付移衆中但飯野

一 肥田木太郎右衛門肥田木八左衛門小玉才兵衛向井二

兵衛落合甚介本名伊東領内之人衆中三而出

一 坂本讚岐志布志五入来一宮田六郎左衛門曾

於郡五宮田違返二付本所江歸ル右之分者

一 平川九郎兵衛森山讚岐黒木帶刀朝倉

三左衛門山口隱岐此人数二而書記被置候

寛永九年

九番地頭 村田九郎左衛門殿

寛永九年 噺山口隱岐

穆佐五移入衆中但高屋敷直ル村田

仲左衛門田中長官永濱穆佐五入合四人長はじめハ長の字なり

一 中嶋直左衛門宗傳入道村田九郎左衛門殿江奉公能

被仕タル人三而候其上本来無余儀士之由申

分達候於當所二屋敷出申候後二猶子成

中嶋新左衛門一永濱五郎左衛門本名村田後二

猶子連續後二孫兵衛五郎兵衛猶子成

後噺村田仲左衛門丸山主膳宮田正心入道猿

○寛永十年・・・一六三三年

渡大炊殿代一寛永十年一向宗御
沙汰ニ付減ル衆中廿人安藤治左衛門川原
四郎右衛門大牟田五左衛門福元覺右衛門山下二右衛門
紙屋四郎左衛門肥田（ホメシ）二郎左衛門山口對馬井牟礼勘
左衛門播薩戸利右衛門松原彦左衛門田口五兵衛
松下彦兵衛高橋掃部高橋土佐新甫

○寛永十九年・・・一六四二年

筑後木牟礼七左衛門川原藏人児玉丹後
一 寛永十九年野尻ら入衆宮田孝右衛門本

○寛永十四年・・・一六三七年

名意兵衛宮田作左衛門猶子ニ入一寛永十
四年此時代猶子并取立衆中出世人数
覺養子成藤田弥兵衛同徳永對馬同

○寛永十五年・・・一六三八年

白石彦左衛門同田實表右衛門同東郷奎之允
同橋口大至坊鎌田案右衛門一寛永十五年
一 肥後之國嶋原軍有り正月諸所ら
罷立候但高持之分

※島原の乱

(前掲後編五―一一九七他)

寛永十五年

十番地頭

鎌田源左殿

噯宮田正心後隼人轟木大休坊後甲斐両右衛門

○「鎌田源左」は鎌田政有

(同五三三、前掲 諸郷地頭系図)

○寛永十六年・・・一六三九年

○「山田民部」は山田有榮か
(前掲後編五・五三三)

○天正拾歳・・・一五八二年
○寛永十一年・・・一六三四年

○「坂本寺」は高原町大字蒲牟田の花堂
地区にあった寺院で、神徳院末寺
(三国名勝圖會 卷之五十六、狭野神
社文書)
○正保元年・・・一六四四年

○寛永十九年・・・一六四二年

○寛永廿年・・・一六四三年

△家久中納言様御逝去

寛永十六年^卯十一月

△大隅守殿

光久公御家督 但廿一代目ノ孫也
三位左中将

諸外城御廻被遊候御取次山田民部殿

△大隅守御家督^{ニ付}諸外城^ニ御廻被遊候砌御光着

御本殿田口十右衛門屋敷也地頭鎌田源左衛門殿

右假屋守次第付書記置也

天正拾歳始御免地五反 寛永十一年^{ニ定ル}

地頭假屋守坂本寺本殿^{後ニ}正保元年

甲^申寺地^{ニ成ル}天正十年^ノ坂本寺本殿屋敷替^ル合五反御免地

一番宮田六郎左衛門二番宮田作左衛門三番山元

丹後四番丸山治郎左衛門五番宮田孝右衛門

六番村田助右衛門七番森山宗左衛門八番

萩原志彦作九番川瀬喜左衛門十番

山波八郎左衛門右人数御光着^ニ御出ハリ

田口十右衛門居屋敷御本陳也御一宿

御家督御祝儀^ニ参

村田仲左衛門 寛永十九年
山口隱岐 衆中屋敷支配有

寛永廿年小森長右衛門^但楠田玄番子^此

○寛永廿一年・・・一六四四年

※正保元年

○正保三年・・・一六四六年

○「猿渡大炊介」は詳細不明

○慶安元年・・・一六四八年

○承應二年・・・一六五三年

○「相良主税」は相良長清か
(前掲追録一七三五)

時代_ニ出衆猶子成横山大傳坊山口代右衛門

弓削段右衛門酒谷福仙坊_{後_ニ}山口傳兵衛小野

藤兵衛肥田茂_{木又之}右衛門_{後_ニ}時任權左衛門

寛永廿一年 御竿入

正保三年

十一番地頭

猿渡大炊介殿

暖宮田隼人甲斐両右衛門轟木大休坊_{後暖}

黒木次郎左衛門_{後_ニ}丸山治郎左衛門一慶安元年_{あん}

八月与頭役始ル地頭_方使森山新兵衛同名吉左衛門

一 此時代猶子成ル中嶋新左衛門田中市之介

与頭 田口藏之介小野右京梅木森右衛門長友鉄

壽坊朝倉三左衛門_{後_ニ}迫間佐右衛門二見加右衛門

黒木良言坊長峯九左衛門海孝_老原休左衛門

山元新右衛門徳永軍兵衛森山新兵衛

_{後_ニ}与頭大重十右衛門山本新右衛門瀬戸口刑右衛門樋渡五右衛門

大玉坊森山新兵衛山口新右衛門

承應二年

十二番地頭

相良主税殿

_{後暖}村田仲右衛門宮田隼人川野大正院丸山治右衛門甲斐

○明曆三年・・・一六五七年

和泉黒木二郎左衛門轟木大休坊

一 明曆三年御竿入但嘸郡見廻江被仰付

飯米被下候翌年竿例奉行川南次郎

右衛門殿亥ノ御支配有与頭黒木良言坊小野

右京平川主水老郎瀬戸口刑右衛門斎藤万兵衛

田口蔵之介肥田木源左衛門朝倉太左衛門

一 此時代猶子成ル岩本宇右衛門丸山五郎左衛門甲斐

甚右衛門弥六兵衛迫田助六楠田三右衛門山下

鉄之助高妻弥五右衛門日高万左衛門黒木太之介

野尻方移参木藤助兵衛猶子成ル松岡少右衛門

黒木高之介後高原堅物丸山源左衛門黒木市兵衛

村雲三右衛門一養子成永山次右衛門長山早右衛門跡

新甫次右衛門源左衛門跡後養子なり松坂休三郎六左衛門跡

一 中別符冠五右衛門流甲斐被仰付而被召置候慶

安元ニ直ル明曆元年鹿本所江帰入木ノ

牟礼屋しきニ入嫡子斎藤やしきニ入

明曆三年

十三番地頭 相良吉右衛門殿 嘸宮田七郎兵衛村田

助左衛門川野大正院丸山主膳後嘸丸山伊賀

○「相良吉右衛門」は前述の相良主税
(前掲 諸郷地頭系図)

○慶安元年・・・一六四八年
○明曆元年・・・一六五五年

○「川邊」は現在の鹿児島県南九州市川辺町辺り

○万治二年・・・一六五九年
○寛文七年・・・一六六七年

○寛文六年・・・一六六六年
○「喜入休右衛門」は喜入休右衛門久守
(前掲追録一・一八四八)

黒木助左衛門与頭田口蔵之介瀬戸口傳右衛門朝倉

太左衛門黒木良言坊齋藤万兵衛後与頭替ル

人数藤田源五左衛門森山権右衛門永濱五郎兵衛猪俣

為右衛門黒木貞右衛門高原良清坊小野

宇兵衛平川九郎右衛門朝倉朱左衛門大始良式右衛門

樋渡世兵衛此時代養子なり丸山良税楠田(主)

浅右衛門篠原堅右衛門平川喜左衛門萩原条右衛門

長山次右衛門永牟田甚左衛門長牟田銀右衛門跡ニ入

此時代小林ハ入養子成ル川野長元坊大正院養子

宮田孝右衛門七郎兵衛養子川邊ハ入齋藤休二郎

正右衛門養子齋藤五右衛門刑右衛門跡

一 万治二年寛文七年迄ニ一向宗御沙汰ニ付

減ル衆中黒木宅右衛門四位彦右衛門徳永半平

右之分八村田亥永入道被書記置覚付如斯也

寛文六年

十四番地頭 喜入休右衛門殿 噺丸山主膳正黒木

助左衛門川野大正院村田助右衛門後ニ宮田弥兵衛

与頭藤田源五左衛門森山権右衛門平川九郎左衛門後ニ猪俣為右衛門

瀬戸口与兵衛山口傳左衛門小野大学左衛門瀬戸口傳左衛門

○寛文九年・・・一六六九年

○「山田民部」は山田有隆

(前掲 諸郷地頭系図)

※狭野神社文書では「山田弥九郎有祐」とある

○「薩摩守」は島津綱久

(前掲追録一―一四八―)

○寛文十三年・・・一六七三年

※延宝元年に改元

○延宝五年・・・一六七七年

○「荒川内」は現在の都城市高野町の荒川内地区か

○延宝八年・・・一六八〇年

○延宝九年・・・一六八一年

※天和に改元

田口蔵之介朝倉朱右衛門

寛文九年

拾五番地頭 山田民部殿 後二平川九郎右衛門

平川仲兵衛川野長元坊黒木助左衛門丸山十右衛門源太

川野大正院丸山主膳黒木助左衛門与頭岩本宇右衛門

朝倉太左衛門藤田源五左衛門田口権右衛門永瀆五郎兵衛

岩本丹後兵衛森山権右衛門後小野大学右衛門後丸山

勘左衛門後森山安兵衛猪俣為右衛門

△中将様 光久公御嫡子 式拾二代目

薩摩守様御逝去寛文十三年二月十九日

延寶五年荒川内江馬次場立始ル

一 此時代養子成亀早右衛門跡田助段右衛門跡黒木三右衛門加右衛門跡松岡覚右衛門

延寶八年十二月廿九日二被仰付候喜入次兵衛

殿御取次三而

一 高崎別外城ニ成ル 高原地頭山田民部殿

高崎地頭 村田源左衛門殿 小林地頭 黒葛原吉左衛門殿

延寶九年酉五月十七日物検者衆野

村太左衛門殿菱刈孫兵衛殿付衆 鎌田又兵衛

蒲牟田村後川内村麓村高原ニ相付

○「水流村」は現在の都城市下水流町付近

○「前田村大牟田村繩背村」はいずれも現在の都城市高崎町

○「鳥井原」は前述

○「長尾山」は現在の都城市山田町にある長尾山

○「狭野原」は現在の狭野神社付近

○「温水」は、高原町大字後川内の温水平地区辺りか

※右記以外の地名は現在場所不明

小林^ら相付名廣原村用夫廿人小林^ら相付

衆中入木為左衛門川瀬喜左衛門山波善右衛門赤川

軍介前原少仙坊竹村新介花堂圓良坊

合七人也野尻^ら相付名水流村用夫

九十三人一前田村大牟田村繩瀬村高崎

ニ相付高原暖丸山十右衛門村田仲^(左)右衛門黒木

助左衛門高崎暖川原長元坊^(平)川九郎右衛門

境立^テ赤水ハ花線^{ヨリ}鳥井原之辻子コモノ

一本松長尾山境立松尾道ならの木山山神

後山の神狭野原^ニ移^ル也右山神山田理庵

老進立之由申傳也鳥井原松^ら東者

尾牟礼ノ塔ノセトウ五輪之切石有夫^ら

東ハ大平原ノ當地也温水山境立出合衆

山奉行林休兵衛殿^{高原暖}村田仲左衛門殿^{行司}

森山安兵衛^{外ニ}付衆早田少右衛門森山藏之允

甲斐両右衛門瀬戸口刑右衛門^{功才}廣原之源介

後川内村之佐助^{小林^ら出衆暖}時任三左衛門殿

横目大脇孫兵衛殿^{行司}梯對右衛門殿^{竹木見廻}田畑大藏殿

○貞享元年・・・一六八四年
○「若松彦兵衛」は詳細不明

○貞享二年・・・一六八五年

○貞享三年・・・一六八六年

○「種子嶋次郎右衛門」は種子島時春
(前掲 諸郷地頭系図)

高崎境立出合衆嘜 村田仲右衛門金与頭森山安右衛門殿
右高原衆

猪俣為右衛門行司齋藤源左衛門竹木見廻萩原志彦作

高崎方出合衆嘜 川野長元坊郡見廻小野戸右衛門

行司紙屋四郎右衛門竹木見廻小野三右衛門

高崎衆中屋しき九拾三ヶ所

高原衆中やしき百三拾九ヶ所

衆中入替御座候役人日帳ニ委ニ有之也

一 阿万拾兵衛右者名乗替訴訟達山田民部殿方

被申上候但無屋敷也一丸山右京跡養子掃部

貞享元年

十六番地頭 若松彦兵衛殿与頭森山安右衛門

甲斐両右衛門中嶋六左衛門岩本宇左衛門嘜黒木助左衛門

丸山源大夫村田仲左衛門黒木二郎左衛門後ニ宮田弥兵衛

一 川原覚兵衛一向宗訴訟達赦免済申候事

貞享二年

十七番地頭 二年半無地頭嘜与頭右同断

貞享三年

十八番地頭 種子嶋次郎右衛門殿与頭森山安兵衛

甲斐両右衛門岩本宇左衛門宮田隼人中嶋二郎右衛門

○貞享五年・一六八八年

※元禄に改元

○「喜入休右衛門」は喜入久則
(前掲 諸郷地頭系図)

○「平嶋」は現在の鹿児島県薩摩川内市
湯島町にあつた平島麓か

※島津綱貴は六月六日に江戸を出発、
京都を経て七月十日に大坂から船を
使い、同月一九日に京泊津(現在の
川内港)着、八月六日鹿児島着
(前掲追録一・二二一七)

瀬戸口刑左衛門^全後^ニ 永瀆勘兵衛^噺 丸山源太夫

黒木次郎右衛門村田仲左衛門外記黒木正左衛門

後^噺 宮田隼人宮田幸右衛門

貞享五年

十九番地頭 喜入休右衛門殿 噺 黒木正左衛門

丸山五郎左衛門村田外記宮田幸右衛門主馬

貞享五年^辰八月六日^ニ御入城

御家督 綱貴公廿三代目

△薩摩守殿御下向御祝儀平嶋迄参衆

噺 宮田幸右衛門衆中合永瀆勘兵衛村田

外記^辰九月朔日御城御目見^ハ 噺 黒木正左衛門
衆中合山本新八

元禄元年^戊十月六日^ニ御改元

△中将様光久公廿老代目御下屋敷御移^リ被遊

候^而同九月御上^リ被遊候一元禄元年十二月

一 小森武兵衛鹿児島^江被召移高式才分

御證文^{ニ而}高原相除也馬拾式疋夫丸廿四人

出申候^{辰ノ}三月^噺 永瀆勘兵衛村田外記

丸山源太夫丸山五郎右衛門代丸山孫之進^巳三月^与頭森山

○元祿二年・・・一六八九年
○元祿三年・・・一六九〇年
○「又三郎」は島津吉貴（忠竹）
（前掲追録一・二二四二・二二四五）

○元祿四年・・・一六九一年
○元祿五年・・・一六九二年

○元祿六年・・・一六九三年

○元祿七年・・・一六九四年

安右衛門中嶋六左衛門黒木吉兵衛瀬戸口主水

一 田実大蔵岩本宇左衛門養子成長牟田左衛門

長山養子成噺村田外記宮田主馬代黒木次郎左衛門

丸山孫太夫代元祿二年巳十二月元祿三年午正月

元祿三年正月

△又三郎様 御官位（理）修現太夫卜

御城江御祝儀噺黒木正左衛門衆中合森山安兵衛

一 黒木正右衛門噺代丸山五郎右衛門元祿三年十一月

一 永瀆勘兵衛代宮田主馬元祿四未六月

一 黒木次郎右衛門代村田外記元祿五申正月

一 かさミ噺役と永瀆勘兵衛元祿五申三月

一 丸山五郎右衛門代甲斐両右衛門元祿六酉四月

甘番無地頭

喜入休右衛門殿地頭御断被為仰達候事此時は

御當番御用人衆（段々之）□□高原之諸事御差引被遊候事

大隅守様光久公廿一代孫元祿七年戊十一月廿九日（月又之）

御年七拾九御逝去噺村田外記 同宮田主馬

鹿兒嶋御下屋敷三而 同永瀆勘兵衛 同甲斐両右衛門

○「寛陽院殿」は島津光久
(前掲追録一・二四一九)

○「五十」の日数については、林大学頭
信篤に確認を取っている
(同二四七三)

○諷経は声を出して經典を読む事

○「福昌寺」は現在の鹿児島市の玉龍高
校敷地内あつた寺院で、曹洞宗・能
登国諸嶽山総持寺末寺
(薩藩政要録一)

○「宝光院」は現在の小林市にあつた寺
院で天台宗・神徳院末寺(三国名勝
圖會 卷之五十四)、「神徳院」は狭
野神社にあつた寺院で天台宗・寛永
寺末寺、「錫杖院」は霧島東神社にあつ
た寺院で真言宗・大乘院末寺、「法道
寺」は高原町町大字西麓にあつた法
蓮寺で曹洞宗・飯野長善寺末寺(同
卷之五十六)

○「國源庵」は現在の高原町大字広原に
あつた眞源庵か(日向地誌)

○「匠作」は島津吉貴
(前掲追録二・六八五)

新指館寛陽院殿薩隅日前太守從四位左中將

泰雲慈温大居士御薬火從四位十二月十九日

禁断五十日下々マテ長髪但シ御廻文ニハ侍方計ト被仰渡候諸出承同断事

御薬火ニ付十二月十九日外城方噯ヒ老人衆中相ヒ老人可罷

通被仰渡候噯永濱勘兵衛衆中相森山安兵衛諸所諸

寺不残野諷経ニ出ル十九日方一七日御中院座諷経アリ

但於福昌寺ニ御施物老貫文より寺院衆僧

明ケ正月廿日マテ御禁断諸普請者三十日方明ク海川

之獵ハ一七日過明正月之祝儀者祝如例ト被仰渡

祝物類取遣之儀者堅禁制尤も上と下も着用

なし市町諸商賣一七日明ク

神徳院野諷経座諷経御勤被成御衆僧合

九人内二人ハ宝光院錫杖院ハ福中殿不参法

道寺運カ國源庵福昌寺江相附野諷経出ル

十一月三日ニ御逝去被遊候ト被仰渡依之御悔とメ

噯宮田主馬衆中相瀬戸口主水丸山次左衛門後ニ十一月廿九日ニ実正也

薩摩守様御在國綱貴卿御事也

修理太夫匠作様ハ御在江戸元禄八亥七月廿

五日匠作様始テ御下向被遊候所方御迎之御祝儀江

○「市来之湊」は現在の鹿児島いちき串木野市の市来港

○元禄九年・・・一六九六年

○元禄九年の鹿児島大火
(前掲追録一―二六〇―)

参押領司長門大夫宮田作左衛門但市来之湊迄此時無地頭付

噺宮田主馬村田外記永濱勘兵衛甲斐両右衛門

一 御下屋敷江御祝儀ニ罷出永濱勘兵衛丸山源八 七月廿七日

元禄九年子正月廿六日方鹿児島御發駕被遊卷

修理太夫公御上落果卷目筋御通路始テ

元禄九子四月廿三日晚鹿児島御城焼失悔ニ参上

噺宮田主馬衆中相押領司長門右火事ニ付御城大名衆焼失絶言語候事

高原無地頭噺永濱勘兵衛村田外記甲斐両右衛門右主子代リ

宮田主馬元禄十一月代ル丸山源太夫 諸所衆中町

寺門前木竹持参老人ニ付右竹ハ三本ツ、小竹ハ廿本迄間

或ハ長木老本ツ、百姓ハかやこもなわ類也

一 御下屋敷ハ火付衆中町但類火也竹木持参次男迄

尤も中富も御普請方江上納有之

廿老番地頭 元禄九子十一月 樺山権左衛門尉殿卷

御祝儀参上甲斐両右衛門与頭朝倉主水郡見廻永牟田市

左衛門行司宮田傳右衛門横目押領司長門庄屋木藤八右衛門

元禄九子十一月十一日打立一噺村田外記永濱勘兵衛

甲斐両右衛門丸山源太夫与頭黒木主計森山安兵衛瀬戸口

○元禄十一年・一六九八年

※元禄十一年は戊寅(干支の誤記)

○「花尾権現」は現在の鹿児島市郡山町の花尾神社

(前掲追録二一八七)

○「西雲寺」は大隅国分宮内にあった寺院で、神徳院末寺(詳細不明)
(狭野神社文書)

○「浄光明寺」は現在の鹿児島市上竜尾町の南洲公園辺りにあった寺院で、時宗・相模国清浄光寺無量寿院末寺(薩藩政要録一)
○元禄十二年・一六九九年

主水丸山源之進永牟田市左衛門丸山十左衛門

一 元禄十一年^丑二月十三日^乙同十九日迄鹿児島嶋於大乘院

先^キ鎌倉頼朝公五百年忌御法事御當家^方御

□^(修力)行之事 法名花尾権現^卜号 神徳院御

法事^ニ諷経参上二月十七日御勤天台宗法華

八講之御勤衆僧合八人東^方八坂本寺宝光院西雲寺

右参上^ニ付御公儀^方往来惣様被調被成候宿次也

内定人馬被仰付候所衆中三人被相付候付宮

田主馬竹添松右衛門岩元齋宮此時地頭樺山権右衛門殿

噺永濱勘兵衛村田外記甲斐両右衛門丸山源太夫

此年福昌寺浄光明寺諷経^ニ御出被成國中

三ヶ寺^{マテ}元禄十二^己卯四月御領内諸所境繩

引有絵出来鹿児島^方檢使二人繪師二人

地頭樺山権右衛門殿^噺永濱勘兵衛村田外記黒木治部丸山源太夫

卯正月与頭

森山宇右衛門^{黒木主計代}

噺役代^但外記

黒木正左衛門

一 与頭森山安右衛門代息新之介元禄十二年^卯八月

○元禄十三年・・・一七〇〇年

○「息修理大夫」は綱貴の長子吉貴
(前掲追録二一七五)

○尾張藩二代藩主徳川光友

○水戸藩二代藩主の徳川光圀

○元禄十年・・・一六九七年

○慶長十九年・・・一六一四年

○「三原左衛門」は三原諸右衛門重種(前掲後編四一、一一四、一七一七)、「川上左近将監」は川上久辰(同一〇七四)、「嶋津下野守」は島津久元(同一五三七)

○「大友義統」は大友宗麟の子

※前掲後編一一〇一二では義統を豊後太守としているが、同一〇二一では宗麟を豊後太守とする等混乱が見られる

一 綱貴公元禄十三年辰四月江戸二御参勤被遊候

一 息修理太夫公辰六月御下着御祝儀参

丸山治部左衛門岩元傳兵衛

元禄十三年

一 松平家尾張大納言殿逝去辰十月

一 同水戸中納言逝去辰十二月

一 元禄十年丑五月廿九日系圖并古書物古諸目錄出

改諸所御通り被成候檢者市来源左衛門殿筆者貴嶋

仲兵衛殿病中二而小林三御滞在此時高原地頭椀山

権左衛門殿嘸村田外記甲斐両右衛門永濱勘兵衛丸山源太夫

一 坪付老通慶長十九年八月四日宛書同断

一 屋敷目錄老通慶長十九年十月廿五日

一 黒木樹紙系圖老通

一 三原左衛門代々川上左近将監嶋津下野守五之切紙老通

霜月十五日宛書黒木土佐

一 大友義統状老通御欠ケ三月十日宛書今村作

之丞高畑式部少輔右御用二付請取候於記録所写相濟

次第可被返候以上丑五月廿九日黒木助左衛門殿市来源右衛門判

写本書

庄内合戦此度之加増と高四石被下候者也

入木院又六印

写本

一作坪付

黒木助左衛門殿旨

日州諸縣郡高原之内七十丁石持しき

一段ほり切一同黒鳥川内どり

天正五年宛 上井次（即メケ）左衛門秀穠

九月 日

黒木土佐守殿

写本

知行目録

高五石三斗三升 浮免

右之地應此中公役高被宛行者也

慶長十九年八月四日三原諸右衛門判伊勢兵

部少輔判比志嶋紀伊守判町田少兵衛尉判無判

黒木助左衛門殿

写本

黒樹紙之系圖 但破損物

○「ほり切」「黒鳥川内」は高原町大字
蒲牟田に字名あり

○天正五年・一五七七年

○慶長十九年・一六一四年

上書^ニ北藤原氏菊地系圖^下

有之末續不申

右目錄之上

合田畑四反七畦廿七步^卷粗大豆十五表三斗四升六合九勺

内二升三合三勺川成行京枿

坪数ハ写不申 急用^{ニ付上テ}計写置申候

写本

近年於諸所在附軍此方感悦候然者今春

行之儀諸勢急度申催候之条當村衆中之

儀堅固被申陳今村主馬入道以同心別^而馳走

肝要候聊不可有緩之儀候恐々謹言

義統書判

三月十日

今村作之丞殿高畑式部少輔殿

写本

此度之戰^ニ相果候者於有之ハ如是書付可被差

出候聊油断有之敷^{開ヌケ} 左近将監左衛門佐判

霜月十五日 下野守判

黒木土佐守殿

○「然者」は『宮崎県史』では「就者」としてゐるが、字体より「然」と判じた

○「又八郎」は島津忠恒（家久）
（前掲後編二一―一七三）

○元和元年・・・一六一五年

○「陸奥守」は島津家久
（前掲後編四一―一〇四）

○元禄十年・・・一六九七年

一 高麗虎狩書巻帳一冊急成故写不仕置候

奥_ニ天下御奉書写一紙

会津中納言京勝安藝中納言輝元

備前中納言秀家加賀大納言利家

江戸内大臣家康

羽柴兵庫頭殿

同又八郎殿

右奉書帳面ハ別紙有

一 大坂籠_ニ付元和元 秀頼落散明

嶋津陸奥守_方

秀頼内

大野修理大夫殿返書被成候書面者

別紙_ニ有之故写不申候

古書物并系圖式ツハ巻冊又ハ式冊又ハ十冊者

差出候請取被下置候

元禄十年_丑五月

合物数古書物十通差上候受取被下候

黒木助左衛門_方差上

元禄十年_丑五月

古書物差出候人数

○永牟田市左衛門○齋藤五左衛門○竹下志嘉○黒木助左衛門
○新穂次右衛門○入木村之百性^④兵左衛門○早田少右衛門○萩原弥左衛門
○永濱勘兵衛○迫間市左衛門○阿万勘左衛門○廣田善左衛門
○山元新八○瀬戸口為角○四位与左衛門○東光坊門前之
○山口傳左衛門○肥田木新左衛門○内田甚蔵○田口四郎兵衛

○飯野中宿之○齋藤権八

山下半左衛門

合廿壹人銘々写取被下候

元禄十年^丑五月廿九日

一 与頭黒木主計^但森山新之介^代

元禄十四年^巳三月

一 与頭替合有之 与頭 永濱勘兵衛宮田主馬

丸山五郎左衛門宮田六左衛門

丸山治部左衛門

一 丸山源太夫曖代

甲斐両右衛門

^巳正月

一 行司森山安右衛門代田口内蔵之介^巳正月

○元禄十年・・・一六九七年

○元禄十四年・・・一七〇一年

○「中将」は島津綱貴

(前掲追録二一六〇八他)

○元禄十五年・一七〇二年

○元禄十年・一六九七年

○「栴山権右衛門」は栴山久福か
(前掲 諸郷地頭系図)

○元禄十六年・一七〇三年
○「嶋津豊前」は佐多豊前守久達か
(前掲追録二一二二)

一 中将様元禄十五年^午三月十日御上路被遊候^(巻)

一 元禄十五年^壬三月十八日前元禄十年^丑五月十日

書物返被下候^{ニ付} 嘸黒木黒木治部之介参上鹿府御記

禄所被差出返被下候時^ニ 嘸黒木正左衛門甲斐両右衛門

村田外記黒木治部之介

合廿七人^{ニ付} 出分廿八人^(巻)ツ、

此時地頭栴山権右衛門殿

一 右古書物返被下候十通之内修書一通者被召

留候高原衆中^ト 押札^ニ 御座候名書ハ墨書番付者

朱書^{ニ而} 候事元禄十五年^午三月請取

一 古文被召留置候人数覚

古書文二ツ 永濱勘兵衛 同一ツ 中宿飯野衆中

同一ツ 田口四郎兵衛 山下半左衛門

同一ツ 黒木助左衛門

同一ツ 竹下志嘉

右細々書記別氏^(紙)古文一綱ノ内所持也

元禄十五年^午三月

元禄十六年^未八月右五人之古文嶋津豊前殿^方

○「白鳥山」は霧島山系の山の一つだが、
この場合は白鳥権現社か
(三國名勝圖會 卷之五十三)

○「西霧嶋寺」は現在の霧島神宮内に
あった華(花)林寺

被召取候ニ付不被下之由被仰渡候

此時噯

黒木正左衛門甲斐両右衛門村田与右衛門黒木治部之介

此時無地頭

黒木助左衛門古文ハ京竿被召替候時之御修書也

一 國之主公薩摩守中将殿御在國之時也

元禄十五年午二月十五日

修理大夫様白鳥山江御参詣被遊候但御下向之砌

高原ガ噯 黒木正左衛門衆中相 川瀬七左衛門

又ハ大口江参候衆二人

岩本傳兵衛丸山十左衛門

惣主取トシ加藤カ御詰被成候

元禄十五年十月十一日 村尾源左衛門殿

修理大夫様西霧嶋寺参被通候

所ガ御進物持参

使

宮田六左衛門押領司長門

神徳院錫杖院ガ御進物上申候

地頭栴山権右衛門殿噯 黒木正左衛門村田与右衛門

○元禄十五年・・・・一七〇二年

黒木治部之介甲斐両右衛門

元禄十五年^午十月廿四日

○ 御近習御目附衆井田八郎右衛門殿外城御廻被成候御

心付之段親孝行并訴訟申上候^ニ浮洗^ニ而居もの

於有之可申出候通其外諸事

所^方被申上候色々 神徳院

錫杖院^江

御寺参り

噯甲斐両右衛門黒木治部之介村田与右衛門黒木正左衛門

地頭^兼椀山権右衛門殿^所横目木藤八右衛門瀬戸口主水

江戸柴^等御屋敷出火^ニ付鹿兒嶋^へ悔^とノ一人

押領司長門黒木貞右衛門

同^午十一月江戸火事^但右火事^ニ付御加勢米^とノ

高壺石^ニ一升米被仰渡候出物米相加へ諸蔵^江上納

可申之御書状地頭^方證文相渡申事使^ニテ口上

一 次男屋敷御免之出物地頭^方御替被成候

押領司長門黒木貞右衛門

元禄十六年^未十月

一 行司役替丸山十左衛門代黒木次兵衛

○元禄十六年・・・・一七〇三年

○「江戸柴」は現在の東京都港区の芝にあつた薩摩藩上屋敷で、同年十月一日に出火、芝や田町等が焼失（前掲追録二一―二二九四他）

○元禄十六年・・・一七〇三年

元禄十六年未二月

椋山権右衛門殿死去ニ付無地頭

村田与右衛門甲斐両右衛門黒木五左衛門黒木治部之介

○二二日夜中に発生した「元禄地震」
(前掲追録二一―一五三三他)

一 同年十一月廿三日江戸大地震やます十二月十四日迄

時々ユル申之由死人廿一万五千七百人と聞候

未申年迄百文ニ付米二升仕事

○元禄十七年・・・一七〇四年
※宝永に改元

元禄十七年申四月方なら大佛之御材さい木松二本

○奈良の東大寺大仏殿再建にかかる虹
梁の材木切り出し

十八尋本之口八尺加久藤白鳥山方出千人以上ニ而

引出諸所方御加勢被仰渡也衆中町門前在郷人

内之者迄不残立申候國分之川ニ入而舩ニ着ケ飯野方

道筋之外城飯野小林加久藤馬関田吉田吉松

栗野横川踊曾於郡高原高城山之口都城財木部(財部)

末吉勝岡加治木飯米出不申候

○ 年号カワル五月寶永元甲

寶永元年申六月五日

○ 東市之介御記録被召越ニ付鹿児嶋へ参上此時

無地頭嚙黒木正左衛門村田与右衛門甲斐両右衛門黒木治部之介

○ 黒木貞右衛門事市来次郎右衛門殿ニ相付正月三日爰元打

立正月十日ニ鹿児嶋方打立上洛仕候

○宝永元年・・・一七〇四年

○善光寺貫主の慶雲による本堂再建の
勸進か（善光寺HPより）

○「飯肥」は現在の宮崎県日南市飯肥地
区

○「ゑんふたこん」は善光寺縁起に見ら
れる閻浮檀金か（善光寺HPより）

寶永元年^甲六月八日下着仕候

○作^と祈念^と御公儀^方諸外城^江分^給壹貫文ツ、被下候

依之神徳院^ニにおいて御祈祷御座候神徳院門中錫

杖院法連^連寺地蔵院経文觀音経一御施物^{ニハ}兩寺

五百文ツ、家々^ニ貳百文衆僧八百文ツ、出分^給作人出

錢一かまと^{ニ付}十文ツ、諸名中不殘

寶永元年^甲八月廿一日

一 信濃國善光寺阿弥陀如来國々下り入参旨勸進

有之候但天下江戸^方御下知也天台宗之上野之

院家一人付供僧八人鹿兒嶋^方加治木國分城之内

皆々参夫^方都之城開廳^{ニテ}夫^方飯肥^飯ノ城下^ニ入被

成候是ハゑんふたこんト云金^ニ而作タル阿弥陀如来也

一 先薩摩守綱久公御嫡子薩摩守綱貴公御

年五十五^{ニテ}於江戸御逝去被成寶永元^甲九月

十九日御禁断五十日被仰渡候但七月より御病

氣^{ニ付}國中大身分之御人躰上洛被成國中御願

文数^{多ク}方上申候尤衆中より矢数之奉射^并

度参神徳院東光坊^方数々之御祈祷被成候^而

時之御札上申候東権現さの権現度参御座候

十月十日より

山野禁断三十日商賣禁止七日髪ソリ不申禁

五十日役所^ニ悔^ニ出衆中次男三男隠居士不

残其外下々まで鹿児嶋参上村田與右衛門中嶋覚右衛門

此時^嘸甲斐両右衛門黒木治部之介黒木正左衛門村田与左衛門

無地頭與頭^{永濱勘兵衛宮田七郎兵衛丸山治部左衛門}

御悔^ニ神徳院参上歸寺十月十一日錫杖院十月

廿三日歸寺^申十月十日^方禁断九日^と江戸^方聞^へ為^ニ御座候

天下松平右馬守様也

國之守殿ハ修理大夫様御家督可有之^と申ふらし申事

申十一月廿三日丑刻葬靈

一 神徳院衆僧合七人廿四日^方禁断三十日まで

一 錫杖院^茂参上其外^連法連寺^{眞力}國源庵不参

一 鹿児嶋迄迎^ニ出黒木佐太右衛門甲斐両右衛門

一 御葬靈罷出^嘸黒木治部之介村田越右衛門此時無地頭

一 神徳院諷經十一月廿四日^方十一月晦日神徳院

諷經正日十一月晦日十二月二日歸寺被成候威徳院

兵部^江小林寶光院式部^江宮内之最雲寺

寶永元^{年々々}十一月朔日

○「松平右馬守」は徳川綱吉か

○「威徳院」は現在の狭野神社近くに
あつた寺院で、神徳院脇坊
(狭野神社文書)

○「最雲寺」は前述の西雲寺か

○宝永元年・・・一七〇四年

○「修理大夫」は島津吉貴
(前掲追録二一八二三)

○墓碑銘は「天玄院殿故大中大夫薩隅日三國主兼
羽林中郎將領琉球國源公昌道元新大居士
(同一七九一)

※新捐館大玄院殿昌道元新大居士とも
ある(同一七九二)

○宝永二年・一七〇五年

○元禄十三(一七〇〇)年四月より土佐
藩の山内豊昌と島津綱貴で増上寺の
火消番(火番)を担当している
(同七二五)

※落書の情報の出所は不明

一 修理大夫公江戸ニ而御家督被遊候

御祝儀ニ参上噺甲斐両右衛門衆中相押領司長門

御法名大玄院殿元新大居士江戸ニ而御逝去 綱貴公

本御法名新捐大玄院殿政大中大夫羽林中務將薩隅日

三國兼領琉球國源公昌道元新大居士

同申十一月廿日

修理大夫公受位薩摩守ト近被遊候國中被仰渡候

一 法事数々被遊候ニ付科人籠ノ内ノ上下皆々赦免其

外路々の諸人恵被召直候

一 宝永二年二月三日元服仕事

○ 小林宝光院宮内郷被召直ニ候而神徳院始テ入

五月十一日

一 野邊平太遠慮被召赦候而月代いたし候事

一 江戸増上寺火事之由相聞得候

落書ヲ立大僧正之事ヲいはんためニや

火宅をははたかに出し宵の空

元屋く寺ひゆほんやなふ

ひゆほんとは法花経卷ニアリ是ヲ云と

雨の夜のまた宵ながら焼ぬるハ

○「公方」「右大臣」は五代將軍徳川綱吉か（前掲追録二・一九・二九）

○「松平隠岐」は松平隠岐守定直

※宝永三年九月二日、定直の子定英と島津綱貴の娘菟（栄）が縁組（同一七八・二三四九）

○「酒井雅楽頭」は詳細不明

○宝永二年・・・一七〇五年

寺乃いつこに火事屋くるらん
酉十月聞へり

公方様被仰 右大臣^{ニ付}御使二人上京被成候
十五万石 居城伊豫松山

松平隠岐殿上下三千人^{ニ而}上京之時

落書いよ見事松平こかに沖の波

しつかにふれさ花都入

御養若様被仰大納言^{ニ付}□□□□^{（欠損）}シ

酒井雅楽頭殿上京之砌

欠落めさる酒井にうたてやな

住ひたをれに供者少将

雅楽殿ハ三千人ノ内千人^ニ欠落被成如此

一 長崎町之女末参八月伊勢参宮鏡山前^{ニ而}ヨム

公家ノ大衆と参會ヨミけん依之此類之

名前^{トテ}内侍官^ニ被付前代未聞也

あわれけにくもれ阿らみ鏡山

旅のつかれのかけもはつかし

宝永二年^酉十月十日

一 廿三番地頭御定御座候清水弥兵衛尉殿

○「右馬頭」は徳川綱吉、「左馬頭」は綱吉の兄の綱重、「甲府様」は綱重の子の家宣か（もしくは前述の綱重か）

○元禄十一年・・・一六九八年

○元禄十六年・・・一七〇三年

○宝永二年・・・一七〇五年

○宝永三年・・・一七〇六年

○「憲純」は小林郷野邊氏の出で寛永寺で修行後、寛文八（一六六八）年に神徳院住持に任命される（狭野神社文書）

○「伊集院将監」は伊集院久孟（加治木家島津忠郎次男）か（前掲拾遺 諸氏系譜一）

一 噯黒木治部之介甲斐両右衛門黒木正左衛門村田与左衛門

一 神徳院門前并前々方社家屋敷無之人々ニ野屋

敷七畦ツ、被下候八ヶ所

東も八ヶ所被下候地頭清水弥兵衛尉殿

一 天下松平右馬頭様右舎兄左馬頭様

（甲府方）中府様之御時也國主薩摩守様御代張行之御時

此時噯方手黒木治部之介村田与左衛門黒木正左衛門甲斐両右衛門
前の元禄十一年（寅九）二月移人

入木山之丞同郷大司七兵衛元禄九年屋敷立

移人入木源右衛門元禄十六年藤田六弥移同十六年ニ山波兵吉移

宝永二年西十二月十六日

西霧嶋御宮并堂塔寺中其外山不残焼亡

出来大火ノ事國家之滅亡不過之云々

宝永三年戌正月廿八日

一 狭野権現遷宮成就 住持憲純法印

御名代ト御着被成候伊集院将監殿所衆中

御供三十人行列之事當町江御宿被成候廿九日

御立被成候神徳院方振舞可給候所衆中惣様其外合六百人餘

宝永三年

○「東光坊」は錫杖院の別称

○宝永四年・・・一七〇七年

○宝永三年・・・一七〇六年

○「宝永」は八年まで

※宝永四年の「宝永地震」と思われるが、島津家関係文書で江戸の被害に言及した史料は確認できなかった

○「常憲院」は徳川綱吉の戒名
(前掲追録二二二七四八)

○宝永六年・・・一七〇九年

○「文照(昭)院」は將軍徳川家宣
(前掲追録三一一二二六)

○正徳元年・・・一七一一年

○天明六年・・・一七八六年

東光坊遷宮^戌二月二日振舞被成候門前所之物頭皆々

此時地頭清水弥兵衛尉殿上落御留守之間候^卷

嘸村田与右衛門甲斐両右衛門黒木治部之介黒木正左衛門

正左衛門代り宮田六左衛門宝永四年正月九日

一 從御公儀御拜領此所文字不相分

神徳院内威徳院円龍房所持也

宝永三年^{丙戌}二月十八日同十九日花堂衆中祝と酒

重之内進上此時地頭清水弥兵衛殿

嘸黒木正左衛門村田与右衛門甲斐両右衛門黒木治部之介

宝永十六年

江戸大地震大火事^ニ而江戸中男女死人七万八千人^ト聞候

一 將軍綱吉公常憲院^ト宝永六年

公方様宣綱公文照院御子公方様^ニ御成被成候

九月改元年号正徳^ト

天明六年與頭 嘸

甲斐両右衛門 甲斐仲右衛門

瀬戸口武右衛門 黒木八十八

丸山十郎左衛門 黒木平治

田口休左衛門 黒木正左衛門

○子年は安永九年（一七八〇）、丑年は天明元年（一七八一）

○天明七年・・・一七八七年

○「中将」は島津吉貴（前掲追録三一―一二五九）
○享保六年・・・一七二二年

○享保十一年・・・一七二六年

○元文六年・・・一七四一年（寛保元）
○寛保四年・・・一七四四年（延享元）
○延享五年・・・一七四八年（寛延元）
○寛延四年・・・一七五一年（宝暦元）
○宝暦四年・・・一七五四年

永濱勘兵衛

村田仲□^(左)左衛門

宮田藤次兵衛

此子年御領國中田虫入^ニ而翌年迄丑年^ニ而分^(紛)

百文^ニ付真米八合九合ノ直成也麦百文^ニ付壹升ツ、諸人別^而難儀成

天明七年^末二月重郷士年寄黒木平治代丸山十郎左衛門

村田仲佐左衛門代郷士年寄黒木平治

○ 中将様御隠居被遊候御在江戸

享保六年

此寅ノ冬^方薩隅日田畠屋敷大御支配御取付

地頭左近允與太夫殿

享保十一年^甲二月迄高原中大御支配相濟候

暖役名前書記無之

一元文六年一寛保四年一延享五年一寛延四年

一宝暦四年右年号中書記無之

々 暖丸山孫兵衛

々 村田仲佐左衛門

々 宮田庄兵衛

々 甲斐貞右衛門

々 永濱勘兵衛

○明和六年・・・一七六九年

※この年、全国で彗星が確認されている

○「小長野溝」は現在の高原町大字広原の佐土付近にあったと思われる

○明和八年・・・一七七一年

○「古御鉢」は現在の御鉢

○「差川内」は場所不明、「猪の子石」は現在の鹿児島県霧島市霧島田口付近、「福山」は現在の霧島市福山町

郡見廻 宮田直右衛門

々 児玉甚五兵衛

々 永牟田孫右衛門

々 彗星出ル 藤田正右衛門

明和六年 七月ホウキ星出ル

同七月廿九日晚 翌朔日迄大風

同九月廿八日大地震小長野溝

筋破損諸所有之候

明和八年 卯 七月廿日晚

鳥比 霧嶋山古御鉢燃出

差川内猪の子石 福山志布知

邊迄灰ふり候由且霧嶋山より

流出ル川筋どろ水出候由七月廿

三日近郷 灰降り大燃 狭野権

現東御在所 神事の御願立成

同卯八月十七日両社 御神事差引 丸山正

蔵村田仲左衛門黒木八郎右衛門取締村田武藤太

与頭 甲斐仲左衛門田口休左衛門黒木主右衛門

地頭 種子嶋次郎右衛門殿伊集院仁右衛門殿市来

○安永八年・・・一七七九年

※桜島の安永大噴火

(前掲追録六一一六三三)

○天明六年・・・一七八六年

○「豊後守」は薩摩藩主の島津齊宣
(同二四九四)

○天明二年・・・一七八二年

勘左衛門殿畠山数馬殿伊集院伊膳殿石黒戸

後右衛門殿伊集院伊膳殿地頭時廿四番地頭

○廿五番地頭

噺田口治兵衛甲斐両右衛門丸山十郎右衛門黒木八郎兵衛

右六人地頭之代役目名前細々書記無之

廿六番地頭椀山助之進殿後ニ物集女殿卜号

丸山十郎左衛門代噺村田仲右衛門噺宮田正左衛門

同丸山十郎左衛門瀬戸口武左衛門甲斐仲右衛門

安永八年庚十月朔日桜嶋江大燃仕出右近郷

石降り且此邊迄四五日ケ間地震いたし海中久敷

燃候処ニ嶋大小七ツ出現其嶋福山の方江有之一ツ

の嶋ハ今人家有

天明六年衆中之事郷士与被召替候

太守豊後守御家督御祝儀参上

郷士年寄丸山十郎右衛門與頭永濱勘兵衛

國主豊後守様御物入部

御祝儀参上郷士年寄黒木八十八与頭永濱勘兵衛

一 與頭瀬戸口武右衛門代瀬戸口武平太郷士年寄黒木

佐平太代永濱勘兵衛與頭勘兵衛代リ黒木治郎右衛門

天明二年噺役之事郷士年寄与役名被召替候

(頭又ケ)

○天明七年・・・一七八七年

天明七年御領國中高耆石^{ニ付}真米五升ツ、出米重々被仰付候

當年^方五年限^{ニ而}上納也

一 寛政二年^戌當年^方人躰耆人^付耆匆出銀分^{トシ}

百文牛馬耆^正ニ付^ツ、年限三ヶ年上納也

一 寛政十年重郷士年寄丸山十郎右衛門代瀬戸口武平太

郷士年寄黒木平治代丸山十郎右衛門地頭椀山物集女殿

噺 甲斐仲右衛門

黒木八十八

黒木平治

丸山十郎右衛門

永瀆勘兵衛

御領内之者^并欠落致者^多両人数

有之高城町人宅間三七^与申者^江他國

迄も罷出手先之者共在^候、帰参者^半

次第^上伺方召仕方之差越居候者共

帰参いたし左候^而、帰参者望次第^ニ何

方郷何村^{ニ而}も望次第居付被仰付候事御座候當

所村々^{ニも}、帰参居付者多人数御座候

寛政十一年^{未与頭}、黒木宇兵衛黒木越右衛門黒木次兵衛

○寛政十一年・・・一七九九年

○文化元年・・・一八〇四年

○文化八年・・・一八一一年

○「平嶋平八」は、平島平八政峯、廣敷用人や御側御用人等を務める
(前掲追録七・九〇九・一四四七)

○文化九年・・・一八一二年

○文化十四年・・・一八一七年
○「徳嶋」は、現在の鹿兒島県大島郡の徳之島

黒木定治永濱治左衛門藤田平右衛門郷士年寄甲斐

仲左衛門黒木八十八丸山十郎左衛門瀬戸口武平太永濱勘兵衛

横目黒木貞右衛門黒木良学院村田仲五右衛門郡見廻

増田加右衛門丸山小十郎山口八藤次丸山伊右衛門

廿七番文化元年地頭日高次左衛門殿

地頭日高次左衛門殿病死二而

明所大御番頭北郷作右衛門殿御預り 瀬戸口武平太 黒木宇兵衛

丸山十郎右衛門後武右衛門 甲斐佐次右衛門後両右衛門

藤田平右衛門後二郎

文化八年未七月地頭被仰付候

廿八番地頭平嶋平八殿

平嶋平八殿地頭御断上明所

廿九番地頭義岡久馬殿

文化九年十二月地頭被仰付候郷士年寄

瀬戸口武平太黒木宇兵衛

丸山十郎左衛門甲斐両右衛門

黒木源五右衛門

○文化十四丑三月郷士年寄

甲斐両右衛門子細有之徳嶋へ

○文化十五年・・・一八一八年

※文政に改元

○文化十四年・・・一八一七年

○文政四年・・・一八二二年

○文政五年・・・一八二三年

※新燃岳の享保噴火を記載

○正徳五年・・・一七一五年

○正徳五年は乙未

※実際は正徳六(享保元)年丙申

○「廿五日」は、「廿六日」の誤記

(及川他二〇二二)

○「國分松永川」は現在の霧島市隼人町
松永辺りの河川か

遠嶋被仰付高屋敷没収被仰付候

文化十五年^寅十月^{郷士年寄}黒木市太夫丸山小十郎

子細有之兩人共年寄役被差免候

文化十四年瀬戸口武平太丸山十郎左衛門黒木林右衛門甲斐

仲右衛門村田仲左衛門^{後郷左衛門}

文政四年^丑二月^{郷士年寄}丸山十郎右衛門代黒木林右衛門^在

代役丸山孫兵衛 ○文政五年^{郷士年寄}瀬戸口武左衛門

黒木林右衛門丸山孫兵衛甲斐仲左衛門村田郷左衛門

一 此所^方享保之燃^ラ記也

正徳五年^申三月霧嶋山三山之邊^ニ燃仕出八月^方

大燃^ニ而郷中灰降^リ同九月廿五日大燃^ニ而祓川

人家焼候狭野寺并御社頭東御在所社頭花堂人家

少々焼候同二日四日九日十日大燃^ニ而皆々立除候十二

月廿八日九日大燃^ニ而東光坊并花堂衆中町門前

社家惣様焼候後川内廣原^も少々やけ申候打續^而

正月大燃^ニ而麓花堂蒲牟田諸人松山并小林飯

野野尻庄内山田且水流之様^ニ立除候

一 霧嶋神火^ニ付曾於郡國分松永川^方石砂あらひ

○享保四年・・・一七一九年

○「地藏院」は、現在の高原町大字西麓の高原城近くにあった寺院で、真言宗、錫杖院末寺
(三国名勝圖會 卷之五十六)

○享保五年・・・一七二〇年

○享保元年・・・一七一六年

○享保二年・・・一七二七年

○「朝四ツ時分」は午前十時頃
○「昼八ツ時分」は午後二時頃

出高七八拾石計之損地之由田畠^{へた}損地高六万
七千石程有之且又高原高崎之内損地田畠
七千石程無調地也

享保四年此年迄^ニ麓衆中皆々立戻^リ候

一 衆中番囃所相詰候様御用人衆^方被仰渡候得共

番所麓地藏院辻^江番所造十二月

一 神徳院錫杖院門前并寺高砂揚御座候

一 享保五年此年衆中持留高砂揚被仰付郡奉行衆

新納二左衛門殿檢者元三嶋^(衆方)佐次右衛門殿中郷孫右衛門殿二階

堂十兵衛殿白坂鹿右衛門殿溝普請方上村源左衛門殿野

津正左衛門殿池之上勘助殿

享保元年^甲十二月廿八日夜霧嶋山^江神火燃出

火石降^リ花堂家居有増^シ焼失いたし誠^ニ急成燃^ニ而

諸人立^而難申計^ニ而御座候同廿九日夜大燃^ニ而花

堂餘程無殘家居焼失いたし候享保二年^酉正月

元日右之通兩度大燃^ニ付正月之礼儀等も無之

難^キ申事計^ニ而御座候同三日朝四ツ時分より昼八ツ

時分兩度大燃御座候高原并花堂高崎其外諸所

式拾里餘^リ方石砂降^リ就中花堂之儀ハ餘所^ニ

相替大石大きにふり諸寺院家居皆焼失依

之早第^ふ小林表諸所^ニ立退候

同七日大燃^{ニ而}諸所共^ニ大分石砂降^リ同八日晚大燃

^{ニ而}同九日十日大燃^{ニ而}候同十一日大燃上^ル

右之通度々之大燃^{ニ付}高原高崎石砂降^リ人

間之住居不罷成候^{ニ付}早第より高崎之内其

外水流名且又勝岡都之城松山野尻小林飯野

加久藤諸方^江立退候扱高原高崎両所立退候^付

諸事御差引^と大御目附義岡右京殿御用人

宮之原甚太夫殿高原地頭左近允與太夫殿正月

廿一日御越高崎當村明所^{ニ而}御用人益山角太夫殿

其外御步行御目附六人御郡奉行伊藤長左衛門殿

新納仁右衛門殿汾陽四郎兵衛殿祢寝甚兵衛殿大山

六郎兵衛殿地方檢者衆廿一人其外足輕多人數右

列被差越候 二月十日今日御地頭様廣原より

小林詰大目附^江為御相談御越被成候

同十一日明日御地頭様廣原村二月四日出立水流名之

様御越直^ニ御帰宅被成筈候同十二日今日小林於

宝光院狭野権現御祭御座候尤正月大燃^ふ

寶光院^江 仮御宮出来安置御座候同十三日

廣原田地砂上^ケ 検者衆山本七左衛門殿同十四日今日廣

原村砂上所夫請込御檢者山元七左衛門殿^嚙 永濱

勘兵衛勤候 一後川内村砂上檢者池上勘助殿有

馬與左衛門殿御詰 一田方拾三町貳反八畦七步

五百四表^俵 壹斗貳升夫千八百五人 一畠方拾

四町壹反六畦^俵 十七步大豆百十七表^俵 四升夫

千貳百九拾七人半合貳拾七町四反七畦七步

合粃大豆六百貳十^俵 表^俵 壹斗六升合夫三千

百貳人半内夫貳千六百五十三人御加勢夫仕^而 殘

夫四百四十九人半不足 一夫千貳十四人財部

一夫百九拾人馬越 一夫百人拾^人 真幸吉田

右御加勢夫^但 夫飯七合五勺^ツ、右郡見廻被拂被仰付候

一 所役々廣原村木屋掛用之諸物

栗野^方 相納筈 一後川内村砂上吉田飯野諸所^方

御加勢夫仕 一三月二日今日高崎砂上檢者衆川野

清左衛門殿竊田立夫雇夫竹田又四郎^ヲ 切殺^シ

清左衛門殿者怪我有之候間養生^と 池上勘助殿

二も高崎^江 被差越候右一件^ニ 丸山十郎左衛門^リ 帰^リ 候

○「馬越」は現在の鹿児島県伊佐市菱刈の馬越か

○「竊田」は現在の鹿児島県さつま町の鶴田か

○「梅久保村」は現在の高原町大字西麓の梅ヶ久保地区

三月四日今日迄御加勢夫仕相濟候同五日今日所衆

中持留高後川内方砂上有之候 一今日^{丸山}孫兵衛後川内

村ニ勤候同八日今日所衆中持留高後川内方江平村

さて檢者川上助左衛門殿榊源左衛門殿寄^曖児玉甚兵衛

郡見廻中嶋覺右衛門出會 一後川内村^{丸山}梅久保村迄

砂上見賦檢者池之上勘助殿有馬与左衛門殿^曖孫兵衛

郡見廻藤右衛門出勤

日数差出留

酉二月五日^{丸山}三月二日迄

廣原詰^曖

一同数廿八日泊り

永濱勘兵衛

二月八日^{丸山}同十四日迄

後川内村見賦方詰^曖

一同七日泊り

丸山孫兵衛

二月五日^{丸山}三月六日迄

丸山孫之進

一同廿二日泊り

但郡見廻諸日数差上別紙申上候

右日数差出禰寢勘兵衛殿筆者衆^江差出候

三月十三日後川内村百性^{丸山}并衆中^{丸山}自分砂上之願

出^{三付}今日後川内^{丸山}丸山十左衛門差越候 一衆中家

普請諸入具諸々より相納候三月廿三日今日廣

原^江罷移候 一諸役人へ御心付米被仰付候^{ニ付}

御礼^{とソ}今日^方丸山孫兵衛永牟田藤右衛門岩元嘉

右衛門鹿兒嶋^江参上候 一御心付米^{とソ}真米壺石

八合先石 一飢米^{とソ}壺人^{ニ付}米三升^ツ、被下候

御手形^{ひろ}廣原^江罷居候人数者真幸與御藏

小林^江罷居候人数者高岡與御藏^江御手形相渡候

一 役目^江御心付米被下候噺横目郡見廻溝見廻牛

馬役庄屋役目人数右之通 一噺丸山十左衛門丸山孫

兵衛永濱勘兵衛黒木正左衛門此四人ハ三斗三升六合

先石四表^表、一郡見廻中嶋覺左衛門藤田正左衛門宮田

直右衛門永牟田藤右衛門此四人米三表^表、一溝見廻壺人

宮田七左衛門米三表^表 一牛馬式人田口孝之丞兒玉甚兵衛

式人米三表^表、一庄屋四人馬場次郎右衛門徳永諸右衛門

黒木吉右衛門前原泉鏡坊此四人米式表^表、

一 横目萩原早兵衛岩元喜右衛門此式人米式表^表、

右者霧嶋山燃^{ニ付}去十二月廿八日^方正月迄石砂田

畠入且又諸事苦勞いたし候^{ニ付}右之通御心

付米被成下候

一 四月八日明日より飢米申請^{とソ}真幸與御藏へ相

○文化九年・一八一二年
※伊能忠敬による第八次測量
(原田他一九七六)

○字形から「部」と判じたが、『宮崎県史』
では「詰」としている

○「境石」は場所不明(『伊能忠敬測量
日記』にも記載なし)

中^方差越筭候 一所衆中持留高砂上當村^方砂

上又ハ已後砂上仕度當時断之願書相調差上候

右燃之次第これ迄也

一 文化九^申四月十四日

此時從公義^(儀)天文方諸国^江被差廻當國之

内^ニ先達^方巡入近々當方通行之筭候^而為部

手當御記^(録)禄奉行本田休七殿篠原善助殿

書役小濱長藏殿永田佐八殿今日都之城^方當所

狭野門前^江差入有之候郷士年寄丸山十郎左衛門與頭

田口作左衛門郡見廻田口清之進所書役高妻五郎兵衛

相勤候 一諸寺院^并道筋あさ名付帳面被相^(字)

調方^ニ候 一天文方差入^ニ付^而者諸寺院村々あさ^(字)

名其外遠見之高山被郡掛候打被無滞御返

答申上候様被申付置候 一^申五月晦日公義^(儀)

天文方御差入^ニ付^境石迄役々差越候境石^ニ御^(狭野)

茶屋出来境石^方さのまで測量有之候今晚

狭野泊^り今西二刻時分^方星^ニ致見當何拾何度之

れい／＼杯問ハ書役帳面^ニ留候得共天文職之言

○「伊能勘解由」は伊能忠敬、「坂部貞兵衛」は坂部惟道
(前掲追録七一〇九六)

○「朝七ツ半」は午前五時頃

○「さのぜ川越」は高原町と小林市野尻町境にある猿瀬川

^二而何々事共相知不申候 一天文頭殿伊能勘

解由様次^二坂郡貞兵衛様右両頭外内弟子神

徳院寺内御宿^二候事右御用聞^と鹿兒

鳴町人参候事 一天文弟子今泉又兵衛様

永井甚左衛門様門谷清次郎様右御三人日高

平兵衛所御宿^二也候事右客人様御差入

^二而鹿兒嶋^方御付役御留主居付役平田次

郎八殿右兵衛所御留主居付役椎原与三次殿

庄兵衛所藏方目付東郷八左衛門殿甚兵衛宿檢

見衆田中仲右衛門殿宮内宿御留主居付役松本

十兵衛殿傳左衛門宿^{横目}山本十兵衛殿浅右衛門宿^{郡方}

書改上床次兵衛殿清左衛門宿^{郡方}書役鎌田甚七殿万右衛門宿

御記録方添役本田休七殿岩元式部宿^{右書役}

永田佐八殿齋藤喜兵太宿^{繪師}笹川又兵衛殿竹添靄兵衛宿

右之通為諸差引御役々被付廻候 一^申六月朔日

天文方朝七ツ半^二而出立神徳院杵馬場より測

量御地頭かりや^二御茶進上仕右かりや之儀者首

尾能相濟候上直^二銘々帰宅仕候事 一公儀人荷

宰領人^と郷士拾人召付候事さのぜ川越^と

○文化十三年・・・一八一六年

郷士拾六人召立候事 一天文賄方御物御雇

入^ニ鹿兒嶋町人共四五人附通刻現無間違^(原)

仕調差出候^ニ所^ヲ相構不申候諸野宋之儀者^(業カ)

所^ヲ納方仕申候事 一文化十三年^亥九月

永瀆清左衛門代^リ郷士年寄田口作左衛門右之通被仰付候事

一 天文方人馬都合六百餘罷立候事右夫之内

百餘^リハ高崎^ヲ罷立候事右人馬方差引之

儀者郡方受返^ニ候事右天文^ニ相勤候所役

郷士年寄丸山十郎左衛門并瀬戸口武平太與頭田口作左衛門

横目竹之下百次外^ニ道安^(案)内郷士之内相勤候村田仲

左衛門黒木林右衛門

一 文政四年^巳十二月十九日七ツの比^ヲ新燃之近所^ニ

燃出俄^ニドロメク事ライのごとし左候^而今晩中

どろめき翌日^ニ相成候^而者しづまり皆々悦び申

事御座候 一文政四^巳四月六日御地頭義岡久馬

様御子息蔵人様 御袋様御息女さま取次

木藤市助殿并役人栄之尾湯治^ニ御入湯之

段申来地頭横目永田宝圓坊郷士老入濱之市迄

差越候役々御見廻有之候事 一右客様狭

○文政四年・・・一八二二年
○「七ツの比」は午後四時頃か

○「栄之尾」は鹿兒島県霧島市の栄之尾
温泉

○「濱之市」は現在の霧島市隼人町の隼
人港

野^江御參詣^と 四月十三日御越被成候毎日
狩立有^{たち}之狩立郷士中ニ金子被下候年寄與頭
□□中ニ金子被下候財中^も同断被下候

郷士年寄 丸山孫兵衛瀬戸口武左衛門甲斐仲左衛門黒木林右衛門村田郷左衛門
与頭 宮田六郎瀬戸口八平太田口十右衛門村田九郎右衛門竹下百次田口仲助

一 文政五年正月廿九日鹿兒嶋下町出火記都合焼失大名御屋敷迄火相掛候由承申候 一同二月十六日東

妻霧嶋御登^りの場^{にて} 爰元郷士山波仙左衛門事高城郷士
肥田木鉄右衛門^{等申者}江被打果候由死躰見分方^ニ而役々

出會仕候様申来郷士年寄村田郷左衛門與頭田口十右衛門
横目竹之下泉鏡院^并宮田勝兵衛東^江差越候^而鉄右衛門

儀者切腹仕候外三人助力有^乃之候由締方横目伊東
新八郎殿^方御咄有^之御披露書^ニ者連名不仕罷帰

候上同々^江見聞之成行申上候 一同月廿八九日^ニ而横目
衆兩人高城^江御差入有^之候^而高原高崎高城高岡

都之城其外諸所先達未明^江出會仕者共^江仙左衛門
鉄右衛門入與之次第御糺有^之先達助刀^チも申出候

肥田木源五満行次郎右衛門兒玉利左衛門右三人稠敷

○文政五年・一八二三年

一 同月晦日、晚六ツ半比下町菩薩堂通より出火、直ニ燃上り大火と成、武士屋敷は山之口地藏堂辺焼失、日置屋敷は残り近辺都而焼き払ひ、御春屋は無難、前通り町家都而焼払ひ広小路迄、下は南林寺門前浜手迄都而焼失いたし曉下火と相成候事、
(新納久仰雜譜一 文政五年正月晦日条)

○「稠敷」・・・きびしく

○文政四年・・・一八二二年
○「新燃之嶽」は現在の新燃岳

御問付^ニ申分ケ難立達儀^茂有之候哉三人共切腹

仕候段相聞^江候 一文政四年甲斐両右衛門遠嶋赦

免被仰付候 一去^巳十二月燃出候新燃之嶽^江當^テ

三月廿一日嶽山行司森山正左衛門竹木見廻高野瀬八十八

外郷士共同^ニて狩立仕候処^ニ物之頭と相見得候骨^ニ

見當候燃煙^リ候池に栖居候蛇骨^ニ而^者無之哉何

物^ニ而^も珍敷物故可持帰^与狩立中^ニて持帰^リ高野

瀬八十八所^江格語^護仕置候処^ニ締方々聞付所横目黒木

藤之助同心^ニて被差越見分有之候処^ニ蛇骨相違有

郡間敷^与被申宰領付^ニて鹿兒嶋^江差出候見分^{之方}

直宿齊藤宇平太所也出會與頭田口十右衛門右蛇

骨二ツ分と相見得一ツハ式尺計一ツハ壹尺三四寸程

有之候也 一科銀三拾匁七月廿三日所郷士藤田

清右衛門竹之下常之助押領司^何内押領司早十郎

右者當二月東霧嶋^ニて出會差越候処^ニ所郷士山波

仙左衛門被打果其場^江罷在ながら取計様不行届

別^而働之至候依之右之通科銀被仰付候事所郷士

山波仙左衛門右當^午二月十六日東霧嶋弓場^江為見物^ニ

差越居候處^ニ高城郷士肥田木鉄右衛門と申者^江右仙左衛門

○文政五年・・・一八二三年

被打果候処^ニ其身計郷士被召放死躰無御構段^午七月

廿三日被仰渡事高城郷士肥田木鉄右衛門儀者利錢貳百

五十目被仰付候由肥田木源五酒行次郎^(備)左衛門児玉利左衛門

右三人者死躰張附被仰付尤御横目衆御差引候也

一 御領國中三度直御竿被召入候^与取沙汰有之候処^ニ

文政五^午秋當所^方高崎野尻迄御竿被召入之段

午四月三日被仰渡候付早第^方内見取付有之五月

田地仕付之時分休有之年^中内見^ニ候然處御

郡奉行衆^午十二月十二日高崎^江御差入有之候早第^方

當所役々見廻時々有之候御竿方掛郷士年寄村田

郷右衛門黒木林右衛門右同与頭竹之下百次田口十右衛門郡見廻

田口四郎兵衛所書役高妻祐左衛門山口武右衛門村田常之進

○文政六年・・・一八二三年

一 文政六^未正月廿八日當所之内水流村^江御奉行衆

御差入有之先日^方跡々被差越候 一未二月五日水流村御

竿相濟今日祓川^江御差入役々付通同六日^方御竿

取付^ニ候 一同九日狭野^江御宿歸^リ候 一同十四御奉行^(目ヌケ)

蒲牟田村^江御移候 一同十九日御奉行花堂村^江御移^リ

一 廿三日御奉行廣原村^江御移^リ 一三月四日麓村^江御移^リ

一 同十日越村^江御奉行御移^リ 一同十九日後川内方切迄都合

○「越村」は現在の高原町大字西麓の越地区

○文政七年・・・一八二四年

○「七藤ヶ嶋」は場所不明、同年七月に「薩摩国川邊郡七島ノ内寶島ニ英國船一艘渡来」した宝島事件か
(齊宣・齊興公史料 二九五)

○「嶋津権五郎」は物頭の島津久命(前掲追録七一・二〇〇七)、又は物頭の島津権五郎久兼か(齊宣・齊興公史料 二九五)

○「喜入多門」は御用人の喜入多門久通(齊宣・齊興公史料 二九五)で御七男家にあたる(前掲二七三四の一)

○「嶋津典禮(相馬)」は、寄合の島津久中(忠義公史料二・二一七)
※鎌田正純と度々弓の稽古をしている
(鎌田正純日記一 天保四年五月十三日条)

○文政八年・・・一八二五年

相濟候也三月廿日野尻^江御差入^{二而}所役々引取

當所御竿日数五十二日高崎御竿日数四十四日

一 御地頭義岡久馬殿御事御病氣^三候処^ニ文政七年

申五月御死去^{二而}候事右為御悔郷士年寄丸山孫

兵衛与頭瀬戸口兵右衛門地頭横目高原正尊坊参府有

之候事 一地頭所預り^(空百) 殿^{二而}候事

一 文政七年^申八月七藤ヶ嶋^{百ス乙}与申嶋^江軍勢乘居候

唐船相見得鉄抱杯打掛候由右嶋為取締差^(趣)

越被居候横目衆殿濱者多々出向候大將者相見得

者老人被戰船取候処^三残勢ハ都合元船之様引取

候由右次第鹿兒嶋^江早船^ヲ以来早第嶋津権五

郎殿軍大将^{二而}諸士衆三百人餘^リ右嶋^江戦出之

由承候左候^而唐人死躰境付^{二而}被遣永崎御大官^(長)

方^江為吟味喜入多門殿唐人死躰御持参之由傳承候事

一 三拾番地頭嶋津典禮殿^{取次}染川伊兵衛殿

右之通御地頭所御定申上候文政八^(年ス乙)五月七日被仰

渡候御祝儀^と郷士年寄竹之下百次与頭黒木助左衛門

地頭横目齊藤與次郎郡見廻田口四郎兵衛五月廿二日^方

参府有之候 一郷士年寄村田佐左衛門代竹之下百次百

○文政八年・・・一八二五年

次代郷士年寄助役田口十右衛門十右衛門代り（日ヌケ）与頭黒木助左衛門
助左衛門代普請見廻森山市郎左衛門右之通文政八（日ヌケ）正月方
時之役代り被仰付候事

一 佐土原正明人数覚 一 御用人飯田仲兵衛 一同山元権
九郎 一 御祐筆前田長兵衛 一 御隠居様方御例諸
池田小市右衛門 一 御廣間詰加治木蔵之丞

一 小頭横目役竹下伊右衛門 一 御勤定事後藤弥右衛門

一 本御留主居市来五郎次右衛門 一 無役岩下千五郎 一同

中野廣見 一同萩原藤七 一同笠山新内 一同兵道者

中野九八郎ハ拾三人吟味方横目役牧野田寛平

一 壽姫様御事旧臘十二日内藤丹波守様江御縁組御

願之通被仰渡候段御出来候此旨奉承知候様諸郷江可申渡候

天保六年未正月安房

一 若殿様御儀旧臘十六日しやうく少将御任官被

仰出候ニ付御當日より

少将様与奉称候様被仰出候間申来候条此旨向々江可

致通達候

天保六年未正月 但馬

若殿様御儀旧臘十六日

○「旧臘」は昨年一二月を指す

※壽姫は播磨国龍野藩主脇坂安董の娘
で、文政二年二月に島津重豪の養女
となり三河国挙母藩主の内藤丹波守
と縁組（前掲追録七一―一三八三）

○「安房」は詳細不明、家老の島津安房
久備か（前掲一五八四）

○天保六年・・・一八三五年

※島津斉彬が天保五年一二月一六日に
左近衛権少将に任官
（前掲二七四一の一）

○「但馬」は御一男家（日置家）の島津
久風（前掲二七三四の一他）

○「少将様」は前述の斉彬とした場合、「中将様」「太守様」はそれぞれ第十代藩主斉興・第九代藩主斉宣が想定されるが、文化六（一八〇九）年には斉興が家督を継いでおり（前掲追録七一〇〇六）、天保三年（一八三二）には、斉宣（前掲二五二六）・斉興（前掲二六一八）それぞれ中将を名乗っているため、この場合は、「太守様」を斉興、「中将様」を斉宣と考へたい

○天保六年・・・一八三五年

○「町田監物」は町田久要か

（前掲二七三四の一）

○天保三年・・・一八三二年

○天保七年・・・一八三六年

○天保八年・・・一八三七年

御城江被為

召列段之

思召を以少将御任官被仰出候旨御至来候依之^{（到力）}

郷士年寄組頭壺人ツ、今日日^{（到力）}皆罷越御精進日間御

帳^ニ相付

太守様

中将様

少将様江御祝儀可申上此旨御差圖^ニ而候以上

天保六年^未正月十一日 町田堅物^{（監）}

一 天保三^辰六月大ひでり卅日ツゞき日でりすこし

ごみのしツむほとに留^{（雨力）}ふりて又十日ツゞき日でりべ

四十日ひでり野山しほるゝ畠作^{（実らず）}ミのらす田地そをふ

なりよそ國者野山かれたりと聞明ききんどし

一 天保六^{（年又之）未}閏七月中當大風ふく事人家山木たをるゝこと

数しれず濱付之人家すべてたをるゝ諸郷^江人

多く死^と聞高原^江も麓壺人有風ふく事二度

それよりききんツゝく真米直成壺升三合

一 天保七^申夏真米直成壺升式合其年五穀ミのら

す秋より高直成真米壺升^{（粉）}ツ、但分百文かへなり

一 同八年^酉六月高原者真米直成百文^ニ付七合がへ

○「其年」は天保八年

※大塩平八郎の乱

(斉宣・斉興公史料

三二七)

小林者真米式斗式升入壹俵金子式部がへ錢に三貫

六百文替なり其時鹿兒嶋御座より直段被仰渡候

日州向者分百文ニ真米六合六勺ツ、替鹿兒嶋向者

五合替又其上高直有大ききん

一 其年酉二月十九日廿日両日大坂大火事有火之をこ

りハ大坂よりき與とゆふモの共大塩平八郎等申大家なる

者ききん年等諸人すくひのち大坂東町奉行其外

大家之町人江うらみ有てらんもふをこし

大塩平八郎預子頭取とし二百人計手與し大坂町三部一

焼失死人之者壹万六千人等聞申候尤大坂京都江戸

大きん年始之比者真米壹升銀壹升銀替等聞夏ニ向て

真米壹升分五百文替其外高直しれす候日本國中大ききん

諸國諸大名國主三か國より薩摩守様江御借米有

此年七月高直給相成候中高原者真米分百文ニ七合ニ而相通り

小林者百文ニ真米五合成町たな賣者四合五勺ツ、高崎

高原野尻須木飯野近郷者小林ニ而役目書文を以小林

かい入鹿兒嶋米直成四合ツ、御當地者もちろん舎里

迄しよく命あやうし諸所ニ而多き死いたすと聞

薩摩者先年ハ琉球國ハ上納米七月始納國なれバ

○「山川湊」は現在の鹿児島県指宿市の山川港

※同十日に山川郷兒ヶ水村沖で英国船一艘を目撃

(齊宣・齊興公史料 三三三)

※同一日に佐多で目撃

(鎌田正純日記一 天保八年七月十六日条)

※モリソン号事件

○天保九年・一八三八年

○字形から「左ニ而」と判じたが、『宮崎県史』では「左候而」としている

○「七嶋」は現在のトカラ列島、「硫黄竹嶋黒嶋」は現在の鹿児島県三島村、「道之嶋」は奄美諸島

人上下よし江戸京都大坂諸國金分(新)あるといへども米
ふツ、かなり直段相しれす関外高岡表も真米料分(新)百文ニ四合替

此時六月十日方七月七日迄大火てり凡廿八日日でり

といへども田島よし此時七月十四五日比ニ山川湊

江用事なし之舩入おらんだ舩なり長さ六十間計

本柱八本立舩人三十人計御國(舊)吳國方そどう

此時西七月末方方高原真米高直八月中旬迄分(新)百文ニ真米四合八勺

夏五合八勺

一 天保九年戊六月十四日高壱石ニ付出米五升宛

真赤半分 右者定式出米之外重出米三升ツ、

被仰付置候処ニ此節方式升相重都合五升ツ、當戊

年方来寅年迄之間五ヶ年重出米被仰付候

左ニ而上納等之儀者是迄付向通被仰付候

一 銀壱匁人分 右持高有無之不及沙汰末々

迄来々子年方来ル辰年迄之間五ヶ年一統

人別出良被仰付候間年限中十月限り金蔵江

可致上納候七嶋硫黄竹嶋黒嶋屋久嶋種子嶋

并道之嶋之儀者十二月限出銀取揃便舟次第可

○天保九年三月十日、江戸城西之丸御台所下部屋二階から出火し（斉宣・斉興公史料 三三三六）、この火災により薩摩藩は、一五万両を献上する事になった（同 三三三七）

○天保九年・・・一八三八年

○「佐土原嶋津飛驒守」は佐土原藩九代藩主の島津忠徹

（宮崎県史 史料編 近世六 解題）

○「名番湯」は現在の鹿児島県霧島市の明礬温泉

致上納候

右者今度江戸西之丸都^ニ而大火事焼失^ニ付御普請有之候^ニ付無御據御訳合^ニ而依御願拾万両御金調被為承 仰候^ニ付早速々御用定不相帰候^而不叶儀^ニ候処一昨年も御金調引續之儀故至^而被及御難渋其上大坂御良主之内^ニも病死又者逢類

焼等別^而（難力）□渋之趣相聞得殊^ニ一昨年の出銀^も未御本

謀無之候此節者都^而之出良御請^ニおよび候儀無覚

束就^而者御國役之御事候^ニ付當時一統困窮之折柄

^ニ而候得共無御據右之通出銀米被仰付候左候^而尅匆

出銀之儀者去々年来^方之凶年等^ニ而末々迄一統及

困窮居候段被聞召上候^ニ付別段之御用捨^ニ而末々

子年^方辰迄五ヶ年被仰付候

天保九年^戌五月十五日^{御地頭所 取次深川伊兵衛 御家老座印}

一 天保九年^戌八月十八日佐土原嶋津飛驒^{ヒダ}守様御通行^ニ付

上下八拾人手廻狭野権現社参詣^ニ而神徳院御一宿^ニ而東御在所錫杖院御

参詣^ニ而西霧嶋参詣^と踊之内名番湯^{ミトウ}ニ御入湯被成それより

鹿兒嶋江御通^ニ被成候其時道普請^と郡奉行衆平嶋平太左衛門殿

○「八ッ時」は午前二時頃か

○天保十一年・一八四〇年

○「亀野」「佐土」は現在の高原町大字
広原の佐土地区に字名あり

○「尾野」は前述の亀野及び佐土南側に
字名あり

追田仲之助殿二人檢者二人書役二人道普請有之候高崎境目

御薬屋出張與頭役壱人永瀆武助其晩火消方役我宅_方火

づきん火羽織_{ニ而}陳笠_{ニ而}與頭役永瀆武助横目役黒木彦七郷士拾五

人手廻百丹後熊手とび口式本橋之子壱ツ火うち式ツ神徳院

寺内_{ニ而}番屋有其夜八ッ時迄相勤申候_而八時_方錫杖院_江罷登

飛驒_{ヒダ}飛驒守様神徳院正七時御出立_{ニ而}錫杖院_江御参詣御出張役瀨

戸口平作與頭役永瀆武助右出張役式人飛驒守様_江名差出申候神徳

院出張役郷士年寄田口十右衛門瀨戸口武右衛門與頭黒木祐助水流村出張郷士

年寄永瀆勘兵衛鹿兒嶋_方御用聞役式人御假屋守役壱人相付被成通候

一 天保十一年_子二月五日比_方爰元蒲牟田村支配内田地溝筋

一流水上亀野谷_与申所皆谷共_ニ水出口_{ニ而}御座候處此以前六七拾年

前_ニ麓郷士財中_方水出口_方佐土の谷_江溝堀通_シ水取入方_{ニ付}

不相成段申出候處水取やめに相成候花堂蒲牟田村_方

水出口新溝堀り埋_ル筈_{ニ而}御座候處ふとんちやくに召置候得者

何之間_ニ溝筋さらる_方いたし水取入方仕候次第不

相知今以定水_{宅カ}にいたし候處溝筋土手下_方しぼり水

こほれ水おふく御座候得者蒲牟田村田地用水相調候處

此節_子二月五日_方水出口_方四五町下り亀野橋口より南之方

尾野谷_与申所より比_{北カ}之谷江貫堀り通_シ水取入方有之_{ニ付}

而者今以水決いたし置候得者後年^ニ至^リ而貫さげいたし溝口
土手^ニツき切麓^方水一方^ニ取入^ニ者無別条^ニ付花堂蒲牟田村
吟味いたし蒲牟田村才役次助を以麓月番郡見廻丸山

十左衛門殿^江尾野谷貫堀之儀者御差留可被下候様^ニ申置候
處貫堀不相止堀方有之^ニ付蒲牟田村用水掛黒木吉左衛門殿

才役次助下用水掛小太郎三人を以二月十二日丸山十左衛門殿
宅^江差越先達^而次助^方申出候貫堀不相止候^ニ付又々

罷出申候貫堀^リ是非御留可被下候様^ニ申出候處不相止^ニ付

花堂與頭村田彦之進永瀆武助田口休之進普請見廻村田

仲右衛門黒木伊右衛門用水掛黒木吉左衛門始其外諸士中銘々例

立二月十三日貫堀^場場所^江差越見届候處蒲牟田村庄屋留主

^ニ而才役次兵衛次助萬四郎其外銘々見届差越申候處不相止

堀方有之行々者水上取切られ水上失に者無別条^ニ付

田地位下^リ者無別条其外蒲牟田村源地今以不相續候

後年至^リ猶々不相續候節者川上郷士植地水はつしいたし

田地位下^リ相成荒地^ニ也者無別条^ニ付左候得者花堂役々

其外諸士中御奉公不相勤候^ニ付此儀者當番郷士年寄方へ

與頭を以御差留可被下候様申出候處與頭村田彦之進永瀆

武助同十四日麓當番瀬戸口武右衛門殿宅江罷越右成行諸士

中_方申出趣貫堀御差留可給候段申出候若此上ながら貫堀

不相止候_{ニ付而}者花堂諸士中_方御地頭所江御披露可申上筈

御座候御地頭所御郡方_方何分御吟味有之間貫堀御差止_め

可給候同十六日假屋番士東善左衛門百性_性之万次郎を以花堂與頭方江返答

有之先達_而申出之趣吟味いたし候処水取入之節者其元役々

立合水ハけ仕可申候_与答有之候右_{ニ付而}者御地頭所江御披露

書相調高原詰地方御檢者野元市右衛門殿内見差出申

候處則野元市右衛門殿_方貫堀_{ぬきほり}御差留可給候左候得者麓役々_方

御郡奉行平嶋平太左衛門殿江云含押掛_ニ溝筋見分有之候處花

堂蒲牟田村方江者御聞合無御座候押々_{ニ而}見分有之候處貫堀

之儀者御差止可被成候上溝瀬さけいたし四谷共_ニ召載様_ニ

可被申付候_子五月六日_{ニ而}御座候書役川田甚四郎殿右_{ニ付而}當十二月

溝瀬さけ有之候處蒲牟田村内水少_ニ相成右_{ニ付而}者又々明

丑_丑閏正月_方御地頭所江御披露書相調差越可申筈御座候処麓_方

水ハけ相談_ニ相掛候右_{ニ付而}者迫ハけ有之麓水出口者石坂之谷

壺_ッ蒲牟田村水出口者尾野谷清兵衛尾之谷式_ツ中之傳右衛門

谷水之儀者双方水不續之節くりまハし水_ニ相究申候

其時地方檢者山田平治殿同座_{ニ而}吟味有之候右成行請持掛

○天保十四年・一八四三年

※一八四三年の大彗星

○「夜六ツ半より五ツ半」は午後七時から午後九時頃

※鹿児島城下でも二月時分から確認され、天文館の天文方水間嘉藤太により「彗星」である事が確認され、三月七日に消失した
(齊宣・齊興公史料 四三三)

○「福原」は現在の高原町大字広原の福原地区

御郡奉行平嶋平太左衛門殿廣原村^江御差入之節郷士年寄瀬戸口

武右衛門與頭村田仲左衛門永濱武助郡見廻宮原六郎兵衛其外

諸在役々所中吟味之通御願申上候得者願之通水ハケ

御免仰付被下候右^ニ付御地頭所^江御披露書之儀者

村田仲左衛門殿格後仕被置候此時役々連名^ニ印判有之候

後年^ニ至右様有之候得者右書を尋出し可被申出候

一 天保十四年^卯二月七日夜六ツ半より五時半迄之間西の方^ニ

ぼけ色之雲出其形横壺尺計長さ式拾廣計

同廿八九日夜迄色雲廿日計後うすくなる西之方より巳午之間^ニ

長さ打其形



一 天保十四年^卯六月七月迄之間^ニ牛之病はやる御國一度残

者壺疋^もなしのどはれ目はれ草くハす薬用にんじん湯^ニ而米之すり

こながし茶之子をながし入又こんぶのせんじ出もよし養生

よかれば三日計り^ニ草をくふをくれすれば五六日もかゝるゆだんなれ

ば病死も有まれ也他國迄も一度^ニはやると聞此牛病六十

老年目^ニはやるとゆふこと福原村之山波善右衛門殿八十八歳^ニなる人之

嘶^ニ聞一番に法者を頼まじなう事大一よし也

一 同十四年^卯秋なすび常^ニなる事枝の本者の本^ニなるものに當秋

者柄の世^ニなすびなる事妙也六十年前^ニなりたると聞其時者

米三升仕たると聞

一 同十四年^卯七月五日坂本寺門外ニ出先年より御水天様

内ニ立置候處ニテ候得共脇崩て御水天様外ニ立人言傳に先年者

門より内ニ御水天様被御座其村内不宣敷處^ニ而門より外^ニ而御立

被成たる所と承申候此節神徳院法印より外ニ為立候得共以後之見合

ニも相成事候得者書記置申候

一 同年^卯七月晦日大風五こくミのらす

一 天保十四年^卯九月^卯小林内岩瀬のとどろさけ始川筋瀬さけ

有之川船通始申候

一 天保十五年辰春^卯秋迄之間月ニ四五日夜五時分ニ霧嶋嶽八合

目ニ夜火南前^卯相見ゆる高原^卯七八月^ニいたりて見る人少シ有

一 同年^辰夏琉球嶋^江をらんだこくふらんすと云所者大船^ニ

乗り来て諸事むつかしキ事を願ふしぎなる者式人残して

當秋又参ると云て帰念のため薩摩鹿兒嶋^卯吳國立衆御用人^(吳)

始二階堂右八郎殿 一鉄炮物頭近藤彦左衛門殿坂本休左衛門殿 一御

目付松本十兵衛殿安田助左衛門殿 一簾奉行宮田清之進 一唐船頭

川上弥四郎 一御代官原田直助 一御家座書役野本一郎

一 吳國^吳船掛書役児玉宗八 一目付御小姓與岩切莫助松岡

○「小林内岩瀬」は現在の小林市の東を流れる岩瀬川か

○天保十五年・一八四四年

※弘化に改元

○三月一日「仏朗西国」の船が一艘「琉球之内運天（現在の今帰仁村）」に漂来（斉宣・斉興公史料 四六四）、中山王へ三ヶ条の申し入れがあったため、用人の二階堂右八郎（志津馬・行健）を派遣（斉彬公史料一・五一）

※「大船」は仏軍艦アルクメーヌ号か

○「大嶋」は現在の奄美大島

○天保十三年・・・一八四二年

※同年三月二二日、高輪から失火、品川・新宿方面が焼失したが、薩摩藩の史料では確認できなかった
(東京市史稿 変災篇第五)

○天保十五年・・・一八四四年

※五月十日午前四時頃に大奥より出火、本丸が焼失し、將軍等は西之丸に移った(斉彬公史料一―五五)

※地震については確認できなかった

○弘化二年・・・一八四五年

※藩主島津斉興による領内巡見
(前掲追録八一―一〇七)

十太夫 一騎馬御小姓與中村弥次郎山口吉五郎津留人之進

西田八郎太野間休之進池之上良右衛門久保正之進藺田

彦次郎 一本科外科田中道節 一御兵具方肝煎壺人

一 御兵具方與力五人内三人先達而渡海 一御兵具方足輕

四拾五人内拾五人先達而渡海 一唐通事式人 一御米

千五百石 一塩燔千五百斤 一大筒三挺 一小筒五百挺

合三百人^辰八月十五日御當地出立大嶋^江渡海大嶋^方琉球^へ

一 同年^辰七月長崎之湊に吳國^吳舩入来て國玉^玉に願有^二よりて近國之大名

聞合有之吳國立之用意可有之候

一 天保十三年^二江戸天下御屋敷二之丸焼失有之薩摩守^方金子

拾万両差上金御當地諸郷一流丈々に差上銀被仰付候銘々御禮として

御目録被下置候

一 天保十五年^辰五月九日昼之九時分^二大地震長く同八時分^二大地しん田

之中^二女共はい入明十日^二江戸天下御本丸大火事惣^而焼失

いたし焼死人八百人程と聞申候

一 天保十五年^辰十二月十三日年号替弘化元年^卜なる

一 弘化二年^巳三月十二日江戸より大守様御下向鹿兒嶋^江御着

同^巳三月廿一日玉里御茶屋御逗留^二付夫^方同所同茶屋御立

入来筋^方菱刈真幸日州表國分其外諸所^江被遊御光越

○「重留」は現在の鹿児島県始良市脇元の「重富」（前掲追録八一〇七）

○「遠目塚」は現在の高原町大字広原の広原小学校付近に字名あり

○「鹿見山」は現在の高原町大字西麓の鹿見山地区

夫ら重留（電）梅山別荘下ら御乗船磯御茶屋下江御着船同所御

茶屋御小休ニ而レ被遊御帰殿候旨被仰出候地頭所取次染川伊兵衛

△ 此節 御巡見右諸所高原御着巳四月朔日小林御泊りニ而レ三月廿九日

明朝日福原御差入○遠目塚江御野立御茶屋有之朝飯座仕出所出郷士年寄瀬戸口

○所付道役郷士年寄黒木祐助組頭竹之下庄助衣服武士先羽織股引

武右衛門組頭藤田源五左衛門衣服上下着諸差引人所無役郷士十人衣服上下着

廣原野中江御野立見賦有之普請惣而成就有之候得者前日御入無之筈

御通シ而レ錫杖院御参詣御休場諸人飯座有之夫ら神徳院御参詣ニて

御立場所役郷士年寄丸山孫兵衛組頭黒木治右衛門外ニ御用聞四人諸差引四人火消役

組頭代普請方見廻役黒木伊右衛門陳笠火羽織股引無役郷士十人引例諸道具揃持

小差持夫諸道具持夫拾人錫杖院右同断前夜ら詰入小林江前日御機嫌伺と黒木

年寄

越右衛門組頭村田仲左衛門差越参帰り錫杖院勤諸差引役十人衣服上下着

神徳院御立ニ而レ地頭仮屋御立場所役瀬戸口武右衛門藤田源五左衛門御用聞役四人火

消役右同断右御立ニ而レ鹿見山原金曲御野立御入所役年寄丸山孫兵衛組頭黒木

治右衛門諸差引役十人上下着右御立猿瀬川船橋掛船拾三数つなき三間板横六数

五ツ次渡所無役郷士川越役と六人百生（姓）拾人諸差引役組頭永瀆善太左衛門

衣服上下着刀大小ニ而レ拝服仕申候無役郷士羽織股引刀大小ニ而レ拝服仕候ニ而レ高崎より

川越加勢役ト郷士年高野（寄ヌケ）四郎太同役黒木小次郎組頭田口小源太外ニ無役郷士百生（姓）迄

込十八人は八三日前被差越場所普請有之候高崎役上下着右川七ツ半時分ニ

被遊御通野尻御仮屋着日入時分ニ而レ御座候野尻御機嫌伺と郷士年寄

○「調所」は調所笑左衛門廣郷
(前掲追録八一―二六の二)

○「碓山」は詳細不明

○「海老原」は弘化四年、御軍役方惣頭
取に名が見える(前掲一二七)

○「伊集院織衛」は御側役の伊集院俊行
(斉彬公史料一―七八)

○弘化二年・一八四五年

※二日の「九ツ過(午前〇時頃)」
に出火、午前六時前に鎮火
(鎌田正純日記二 弘化二年十一月廿
一日条)

○弘化三年・一八四六年

○「三くいん橋」は「参勤橋(西田橋)」
か

瀬戸口武組頭宮田源五左衛門被川門前御立宿有之諸差引役郷士年田口作兵衛
(右衛門又之)

小林境目より御先拂横目黒木彦七宮原九郎左衛門御先供式拾六人路締役

組頭田口休之進組頭代普請方見廻勤村田仲右衛門 ○御家老調所笑右衛門殿
(左)

江御先供四人 ○御大目附勤御家老見躰碓山織衛殿江御先供四人御側役格

勤 ○海老原宗之丞殿江御先供式人 ○外御付役人江御先供式人有之候此節

御巡見_{ニ付}出張役迄書記候委細之儀者地頭飯屋_江記録有之候

○大守様御官位宰相薩隅日三州之大守琉球國見領高原地頭

嶋津相馬殿右大守様御光越_{ニ付}諸所地頭代御側御用人伊集

院織衛殿_方御聞被成候

一 弘化二年_巳十一月廿日之夜半時分より鹿兒嶋上町大火事明

四時分迄大火事町人相良名字之宿より火發_リ其宿_江廿七歳之御知

女頼入置候處衣類を盜其場不知様_{ニ計}り事いたし付火仕候処上町惣_而

焼失いたし外付地者焼残_リ申候武士屋敷_ニ者不相掛候其時御地頭所

上嶋津相馬殿高原_方御見舞_と與頭田口休之進殿被差越候

一 弘化三年_午二月朔日鹿兒嶋山奉行所下目付役御差入_{ニ付}狭野

権現社并 杵之穂五百本御取入方_と被差越候大守様より

御神楽_{かぐら}参物_と金子_と壱部分_と差貫七百四拾八文被差上候御神楽有之候

右并杵之穂五百本鹿兒嶋之郡吉田花尾山之杵之穂

五百本合千本御當地下三くいん橋より一式玉里御屋

○天保三年・・・一八三二年

○天保十五年・・・一八四四年

○弘化三年・・・一八四六年

○「大行天皇」は崩御した天皇に対する敬称

※仁孝天皇は弘化三年一月に崩御

(齊宣・齊興公史料 五〇六)

○「宇都之前」は現在の高原町大字蒲牟田の湯之元地区に「宇都前」の字名あり

※宇都権現社に関する記事

(狭野神社文書)

○「小林御城山」は、現在の小林市真方にある小林城跡か

敷迄之間并杵差入方有之由被申聞候

一 爰許^江前天保三年^辰十一月廿五日^方大川とさきのハけ

より水取添之事を記置候始見積人数永濱善太左衛門

田口休之進村田仲右衛門村田郷左衛門森山銀之助合五人

味積見分^見ニ差越候処水取入方相濟様ニ相見合候^{ニ付}明廿六日

より花堂惣立^{ニ而}明廿七日迄溝堀り井手積廿八日^方同九日迄

合四日^ニ水載相濟夫人數百六拾人餘蒲牟田村^{江者}

無構花堂迄^{ニ而}水取添いたし冬水計り取入筈候本森山

市郎左衛門殿見積いたし被置候^{ニ付}市郎左衛門殿差圖^{ニ而}候其後

天保十五年之比より蒲牟田村人数より水取添之加勢^{トシ}

夫差遣^シ申候其故蒲牟田村迄冬水用分相續申候

一 弘化三年^{丙午}四月廿日 仁武^神天皇之事左^ニ奉申候

大行天皇御諡号 仁孝天皇^与奉称候段江戸^方申来候

^{ニ付}被仰渡候右^{ニ付}十一月十三日^方宇都之前^ニ御普請取付有之

明来正月廿日迄普請相濟申候同^未四月八日^ニ麓花堂諸人^江御改頂被仰付候

同十一日^ニ狭野権現社^方宇都御社^江御遷宮有之候所役々上下^ニて出張候^{ニ付}

引掃除横目町役御先供相付申候所中惣参詣人

一 同年^{丙午}十一月中旬比小林御城山并数ヶ所^江甘露^{かんろ}降り

候由右^{ニ付}當所^江も降り候儀難計候間端々迄被相糺何分

○弘化四年・・・一八四七年

※二三日夕方から風が強くなり、二四日は終日大風雨、二五日まで続いた
(鎌田正純日記三 弘化四年六月廿三日〜廿五日条)

○「小塚山」は現在の高原町大字蒲牟田の小塚地区にある丘か

早々可被申出候段所郷士年寄所中江被申渡候同月晦日ニ

觸書廻り申候私永濱善太左衛門同晦日ニ小林方柏木之は田は(葉束之)

もらひなめ申候処少相付あまミ少有之候委細之儀者小林

より追々承り書付可申候高原方木之葉取ニ遣式人差遣シ所持帰

御地頭所江御披露書相認右木葉相添差上申候 御地頭所

嶋津相馬殿小林御城山ニ而始而甘露ニ見當候人者中嶋平助妻

見當候其後追々振候明未正月七日之晩ニもふり候明八日ニ見當候

高原内も諸所甘露ふり候亦見當候人有之候

一 弘化四年未六月廿三日方大風雨廿四日迄大風雨ニ付夜之八時分迄之

大風ニ而下川原とさきのはけ下方比之方江川直ル所中川よけ惣立方

老日花堂狭野被川野村迄者三日惣立有之候下川筋大松

たおるゝ事五尺廻り方八九尺廻之間式百本餘改方之上御届方

下村川筋小塚山之後之邊迄田地粃式百俵取計(洗カ)洗破損

蒲牟田村内川筋粃千俵取計損失有之高崎諸所過

分之疵等承申候先年大高水方六拾壹年計ニ成等承申候

田畠實(ミ)の事相應之年柄也

一 弘化四年未十月十七日方八日九日迄弓射場普請有之

坂本寺屋敷上之段ニ直ル與頭永濱善太左衛門同村田仲左衛門

同役田口休之進普請方見廻役村田仲右衛門同役黒木伊右衛門

○弘化四年の軍制改革令か

(斉宣・斉興公史料 五四八)

○弘化五年・・・一八四八年

※嘉永に改元

○「なら木山神」は場所不明

○二月三日に出立し蒲生郷で一泊、同
六日、福山牧で大操練を見分
(同六二七)

○「福山御牧」は現在の鹿児島県霧島市
福山町にあった馬の牧場

○「吉野之御牧」は現在の鹿児島市吉野
町にあった馬の牧場

○「大キ成星」は同年十一月に出現した
エンケ彗星と思われるが詳細不明

本百年以前者寺之後^ニ有^ル其後寺之前川之上^ニ直^ル右弘化

四年^未六月廿四日風雨^ニ付^テ破損いたし當年^方右地^ニ

直^ル

一 弘化四年^未十一月三日地頭假屋^ニ而^テ出座有^之御地頭所^方

御用^ニ付^テ郷士年寄瀬戸口武右衛門殿被差越候^処琉球國其外

諸國^江吳國^吳船相見合候^ニ付^テ異國立之用立被仰渡候^ニ付^テ

軍役之賦方申渡有^之十五歳・六拾歳迄之間弓鉄炮其外

武術之稽古被仰渡候^処弓鉄砲^ニ而^テ軍役相勤銘々御学出帳面

差出御届^ニ相成候^ニ付^テ陳笠陳羽織之用意申渡有^之候

一 同五年^申正月三日御初狩^ニ而^テ狭野原なら木山神^江十五歳^方

六拾歳迄之間鉄炮陳笠^ニ而^テ勢揃有^之候三百人餘相揃^江候

病氣之人者醫師證文差出候其後弓鉄炮式日相究稽古有^之候

一 同五年^申二月三日御屋形御出立^ニ而^テ大守様肝^江御巡見被遊候^ニ付^テ

四月六日福山御牧^ニ而^テ吳國揃鉄炮御覽被遊候^処鹿児島より兩頭^ニ而^テ勢六

百寄鉄炮有^之候前年^未十月廿八日吉野之御牧^ニ而^テ吳國方大将

兩頭^ニ而^テ五百寄^ヲ惣合老千餘寄吳國立鉄炮有^之候

一 同年^申十一月十八日晚之六時^ニ而^テ戌之方より巳之方大キ成星とび渡四五尺廻り

其をと雷之如し

一 同年^申十二月朔日廣原^ニ而^テおひて吳國陳立之支度揃有^之候

○「小林調練場」は現在の小林市北西方に地名あり

○「小森新蔵」は嘉永元年に小頭職（前掲追録八一―一四七）

○「小林東原」は場所不明

○安田は詳細不明

○「御家流」は弘化四年の軍制改革令により改めたものか
（齊宣・齊興公史料 五四八）

○嘉永元年・・・一八四八年

○弘化四年・・・一八四七年

○嘉永三年・・・一八五〇年

○伊地知・野元・甲斐共に詳細不明

○「霞原」は現在の高原町大字後川内にある霞神社の麓辺りか

右同月六日朝七時出立^ニ而小林調練場^江差越御郡奉行

小森新蔵殿前見分^ト御廻り勤有之候

右同月十五日晝六時地頭假屋出立^ニ而福原村樋渡本学坊山波矢十郎両所

役々宿^ニ而脇方^江諸士宿相付候

明十六日小林東原^ニ而吳國方^{（異）}調練御見分有之候小林

始高原式番須木三番高崎四番御見分御軍賦役奉行

安田助左衛門殿外^ニ同役三人郡奉行小森新蔵殿平嶋平太左衛門殿

野尻^方御差入掛九時分^方御見分御家流鉄炮操打

并^ニ御流儀鈕筒打方御座候首尾熊^{（能）}相済申候同十

七日神徳院錫杖院諸士参詣有之候

一 右申年嘉永元年と成

弘化四年^未十月十六日花堂弓射場大川損^ニ付はかの

前^方坂本寺後^ニなをる寺方^江分六七貫文丈替分^{（鈔）}

として差置筈御座候

一 嘉永三年^戊二月十八日御軍賦役奉行小林^方御差入

伊地知小十郎殿同野元源五左衛門殿御軍賦役御家老座

書役甲斐弥右衛門殿同十七日泊り^ニ而明十八日霞原^ニ而

御見分高崎一所^ニ同断十七日差入掛^け武術見分高崎同断

○嘉永三年・・・一八五〇年

○「小池」は霧島山系の御池南西にある湖

○「日當山」は現在の鹿児島県霧島市集人町の日當山温泉辺り

○「岡倉」は現在の高原町大字広原にある字名「大鹿倉（おかくら）」か

一 嘉永三^成四月真米値段分^(勤)百文に付七合替^ニ而いたし候
一 都城内小池道^并曾於郡いのこ石道霧嶋嶽すそに
いたる迄小笹^ニ實成事^本ニ拾^ヲツ、計り^麦の

如しふとき事とらぐミの如し米之代り^ニ成飯^ニよし

だご^ニよし焼酎^ニよし男者^壺日^ニ糲表^三表計り^(俵)

女者^式表計り^壺表^ニ付仕上^實壺斗^式三升^ツ、有

^成四月十日比より同廿四五日方迄取國分清水日當山
曾於郡踊諸所^方いのこ石原之邊^江壺日^ニ五六百人^ツ、

都之城高崎高原小林諸所^方中山の野^方御池之邊^江数日

何百人共男女供^ニ数不相知候得共隅州日州

両方^ニ而者千人餘人数^ツ、差越様承申候諸人難有

堂^(宅)すかる事かきりなし此邊者我人行事不殘

此三ヶ年以前^方右原之内諸所少^シツ、實成^り候^而

人取事まれ^ニ承申候當年者惣^而ミのり申候

野浅所岡倉之邊^も右同断^ニ御座候得共家飯^ニ

取出丈^ニ無御座候

右之趣先年来^方不承候^ニ付後見ため

書記置候

右之笹之實そば切^ニ入^而打よし國分方限者そば屋^方

○嘉永三年八月七日の大風
(齊彬公史料一―一二二)

分^(粉)百文^ニ壹升八合^ツ、直段^ニ而買入有之候

一 嘉永三年^戌八月七日大雨風高原内家数貳百拾貳軒

小家書出無之候高崎者家数百三十六軒高城者家数

四百三十軒餘都之城者家数千軒餘高岡者家数八百軒計野尻

家数百五拾軒餘小林者高原^方茂大風^ニ承申候たをれ家

承不申候其外近郷他郷大風^ニ而候得共細敷承届不申候

耕作之儀者大痛^ニ而御座候當^茂戌年^茂米七合^ツ、来

亥年^茂打續困窮年^ニ存候

一 嘉永五^{壬子}年十二月数日^方麓花堂諸士中申合

候儀十年前以前^ニ所中御用錢^ニ相成筈^ニ分拾貫文抱合一

口屋敷掛出分^(粉)掛来候分抱合取座有之候得共今^ニ

為何儀^も不相知候^ニ付所諸士中^方所抱合分何方^ニ而

何様御座候哉御知らせ被下候ハ、所中困窮^ニ相成

利分^(粉)を以諸出分^(粉)相成候様願申出候^ニ付黒木越右衛門殿

取主^ニ而預^リ被置候処元利分八百貫文以上^ニ相成候處

かれこれ申分有之候故十二月二日高原諸士寄方有之

三日迄麓與者麓^ニ吟味花堂與者花堂^ニ吟味之上

郷士中宿迄人数印形帳相認同四日^方麓法連寺^(連)

○嘉永五年・・・一八五二年

○「高原御新田」は当時、現在の高原町大字西麓並木地区で行われていた新田開発で、「著名ナル大工事」の一つとされた
(齊彬公史料一―三四二)

○嘉永四年・一八五一年
※嘉永四年正月二十九日齊興隱居、同年二月二日に齊彬が家督相続
(同一六一)

江相集同廿一日迄座不引集候処黒木越右衛門殿郷士年

寄役被相勤候得共諸士中^右越右衛門殿^江者相付御奉公

相勤不申候^并弟^二之宮原九郎左衛門殿與頭役被相勤

候得共是又相付御奉公相付不仕候儀申出候^二付^三右宮原

九郎左衛門殿悪口被申候^二付^三明正月役替黒木越右衛門殿者明三月

迄役儀勤有之候様諸士中^江願證文入置被相勤候

得共勤方者無之候明正月四日^右諸士中又候法連寺^江相集

同十三日夜^右鹿兒嶋御地所^江諸中差越候麓^右者甲斐貞

左衛門始五六人花堂^右者中嶋作右衛門始四五人其外諸士中追

毎日差越候所役年寄黒木休右衛門與頭藤田源五左衛門瀬戸口右兵衛

郡見^種高妻矢五右衛門跡^右十四日^二被差越候高原四ヶ才之百性共^姓四百人以上

鹿兒嶋^江差越候御新田一件^二付^三同十二日^右毎日十五日迄相立候由

受持掛御郡奉行平嶋平太左衛門殿并高原御新田方掛役々

せわに相成申候由候得共其節者郷士百性共^姓所中首

尾能相成申候諸士中^右願之ヶ条書八ヶ条申出有之候

右ヶ条之内半分計^り願相立候

御地頭所嶋津相馬様^御取次川上貞太郎殿

嘉永四年^亥御隱居被成候江^江戸

一 薩摩宰相齊興正四位上參議中將御官位

○「虎壽丸」は島津齊彬の子
(前掲追録八一―一五四)

○同(嘉永)七年・・・一八五四年
※安政に改元

○嘉永六年・・・一八五三年

※一月一二日に鹿兒島を發し、桜島
から大隅半島を経て日向国を通過し、
帖佐や加治木・国分等を巡見
(齊彬公史料一―三三九)

○「瀬口」は現在の高原町大字西麓にあ
る字名「瀬口」か

○「鳶野巢」は場所不明

○「小林西之原」は現在の小林市北西方
辺りか

○「小川原」は場所不明

嘉永四^亥年御家督被成江戸^ノ鹿兒嶋御城江^江御下向

一 松平薩摩守齊彬從四位下中將齊彬公御官位

御嫡子松平虎壽丸様

但^ニいまた御元服不被遊候^ニ御名乗り無之候

右虎壽丸様同七年^寅九月御死去之段被仰渡候^ニ所役^方御悔申上候

右虎壽丸様御事^寅九月御死去被遊候事被仰渡候

嘉永六年^癸十一月十一日鹿兒嶋御出立桜嶋江^江御渡

一 松平薩摩守齊彬公御國御巡見被遊候事

御歳四拾五歳諸所^方同十二月九日^ニ野尻^方高原江^江御通

行瀬口原御野立并麓地頭仮屋御立場神徳院御参

詣錫杖院御参詣^ニ御休狭野原御立場鳶野巢

御野立それより小林江^江御泊り明十日小林西之原^ニて

御調練御見分被遊候事諸郷寄財部末吉松山

都之城勝岡山之口高城高崎野尻高原小林須木

都合拾弍外城揃旗弍拾弍與旗弍十弍本内八手都之

城見物之人数弍万人餘申候朝五ツ時相濟次第加久藤

江^江御着掛^ニ小川原江^江御入被遊候飯野^ニ御鷹野有之候

て加久藤御着三日御泊り^ニ御鷹野御家老嶋津

○「嶋津石見」は、二階堂行智の次男で、市成島津家を継承した島津久浮（伊勢・石見・久明）（鹿兒島市史Ⅲ）都城に三万五千石を領有（斉彬公史料一―一七五）

○嘉永七年・一八五四年

※安政に改元

○「浦ヶ賀」は現在の神奈川県横須賀市浦賀

※正月二日に鹿兒島を出立、翌日、薩摩国西方村で米国軍艦浦賀来航の報を聞く（斉彬公史料二―一）

○二月一三日、江戸屋敷警護の二番手として諸郷士兵等を江戸に派遣

（同一）

石見殿諸役々付衆上下三百式拾九人其外西目より

通り夫迄（貲）千人餘承申候御付役者分式百文宿拂

通夫者（貲）式百文米壹升ッ、やとい入被下候其外高原（貲）

まかない差出候瀬口原者やさい究地頭飯屋者川魚鯉神徳院

者餅錫杖院御休者高崎より引受じやう人まかない仕候

狭野原者御茶迄内々飯差出候鳶野巢者川鳥まかない

瀬口原者白米式石三斗地頭飯屋者白米三石鳶野巢

者白米式石式斗合白米七石計（同）十二月廿六日鹿兒嶋（江）

高原 御地頭 嶋津相馬様 御取次 川上貞太郎殿

右川上貞太郎殿被差越候前々（右）後日御立十日計り御越

嘉永七年（寅）正月廿一日 大守斉彬公様鹿兒嶋

御出立江戸御参府被遊候事江戸浦ヶ賀湊（江）吳國船

渡来（三）付（アメリカ）あめいか國之者五年以前（右）差越申候此節者公儀

より分（而）御軍役用意之御手當飛脚申来候（三）諸郷合

拾三ヶ郷より高頭之面々相立候様被仰渡候（江）百人餘都合手鹿兒嶋

相揃同廿六日より鹿兒嶋出立物主役々儀者鹿兒嶋より相立被成候

同（寅）二月十三日諸郷（江）吳國立被仰渡候百人餘同廿一日鹿兒嶋

出立右同断物主役々手相成候

右異國立之儀江戸表引取候由跡立見合相成申候由承候

○嘉永七年・一八五四年

※安政に改元

○「昼八時」は午後二時頃

※『鎌田正純日記三』「嘉永七年三月八日条」では夜五ツ（午後八時）過ぎとある

※火元は今町の赤木金助との説有り

（斉彬公史料二一）

○「石と籠通」は現在の鹿児島市金生町の「いづろ（石燈籠）通」

○午の刻（午後一二時頃）、仙洞御所北

の大宮御所より出火、仙洞御所・上の御所・一条様御殿焼失、北は今出川・南は下立売・西は千本通まで焼失（鈴木二〇〇七・斉彬公史料二一六二）

○「今出川通」は現在の京都御所北側を通る東西の筋、「下立賣通」は現在の京都府庁南側を通る東西の筋、「御所司氏（代）御役宅」は現在の二条城北側の所司代上屋敷、「千本通」は二条城の西側を通る南北の筋、「糸屋町西陣」は現在の京都御所の西側

○この時の天皇は孝明天皇

○「右府」は近衛忠熙、「大納言」は忠熙の子の忠房

（前掲追録八一二二五の一）

嘉永七年
一 寅二月八日昼之人時分より鹿児島下町大火事明九日九時

迄焼失いたし候火元者加治木町之中たん木やより火出候

みよう（夫婦）とけんくハ（喧嘩）ニ而妻火のと木をふりあけなけうちいたし候處ニ

かなくての中ニ火入ゆかの下より火おこりひがし者廣小路迄

西石と籠通迄（北）比者御月屋通迄南者濱迄惣（而）焼失ニ

及申候竈数三千餘死人老母老人有之由

此時 大守様江戸御留主

嘉永七年 寅四月六日午之刻

一 右午之刻より 京都大火事 仙洞御所之内御泊殿

より出火辰巳之風強直ニ内傳所邊（江）火移リ

禁裏御所并仙洞御所一時ニ炎上リ仕 近衛様

御宸殿并両御門上を屋根板等者粗取除候得共

無御別条何分東風強相成一条様今出川様日野様

其外段々焼祓烏丸通町家（江）火移凡北（代）今出川通

南者下立賣通限リ堀川打越御所司氏御役宅北之

方者壱町餘之所焼祓千本通迄焼祓夫（方）乾之方

糸屋町西（西）陳（應）焼廣がり末火鎮り不申候

右府様 大納言様（主）者（主）上御迎（逃）ニ付被遊供奉

聖護院宮御宮（江）被為入 雅君様御始

○「御子方」は祐宮（後の明治天皇）か

○「昼之七時」は午後四時頃

※嘉永七年一月五日は安政南海地震が
発生した日だが、南九州の状況は詳細
不明のため、この揺れは夷守岳の山崩
れによるものか

○同月四日に発生した安政東海地震か
（斉彬公史料二一五四）

御子方^ニ者大徳寺^江被遊御迦候^与之事

右之趣状書承候書記置候

一 嘉永七年^寅十一月五日昼之七時下刻^ニ大地震有之居家諸所^ニ

たおる嶽崩事大風のごとく地震の跡^ニ聞得候里より見る大崩ひな

もり嶽の南脇之廻比^北向平上下大崩有其外数多^シ半時計之相に

少々の地震昼夜やます明後七日朝四時^ニ又地震又半時も相有

少々の地震有之候度々やます

右地震^{ニ付而}者近國之岡嶽山地中火地震^{ニ而}者無御座候等

相見得候圓國^邊之火地震無之候^ハ、日本國土^上之大変又者吳^異

國船之わづらい國家之相働等相考申候処以後何分相知可申筈等存候

右地震^{ニ付而}来正月^ニ相成承候処西國者少^シ^{ニ而}中國者つよく御座候^而

江戸其外東國津なミ^{ニ而}浦々人家老軒も不残海^ニ引

込死人多あげめ者家つぶれ村毎に不残焼失いたし候等承

申候^{ニ付大}大へん地震^ニ承候年内者申^ニ不及明正月迄時之地震

又者一日^ニ一度も地震有之候少^シ^ニ相成候得共東國之方者

大地震之由承申候

明卯暮書来申候処江戸桜田御屋敷詰之由候

一 嘉永七年^寅十二月九日^ニ江戸御屋敷詰吳國船方用心御抱^異

として相立候様被仰渡候高原^高頭三人被仰付候藤田新之丞持高^{年二十三才}

○嘉永七年一月二三日に改元

(前掲追録八一・二二〇)

※安政二年乙卯・・・一八五五年
(同二二一)

○「去寅十一月五日大地震」は前述の夷
守岳の山崩れ

○「西嶽」を高千穂峰(三国名勝圖會
卷之五十五)とすると、「楠木」の場
所は現在の御池キャンプ村辺りか

○「柳木の湊」は御池七港の一つ「柳港」
と想定した場合(同卷之五十六)、「堂
宮」は現在の御池神社となる

○「福崎助八」は藩主島津斉興の懐守と
して登場する(斉彬公史料三一四三〇)
他、安政七(一八六〇)年頃は側用人
趣法掛として登場する(忠義公史料七
忠義公日記 安政七年正月十九日条)

九拾八石也年二十二才村田正次持高九拾五石也竹之下庄五持高八拾三石(三)出立

十二月十九日鹿兒嶋年二十二才江戸出立同廿五日諸郷拾四ヶ郷年二十二才士四拾八人相立候
鹿兒嶋年二十二才御軍賦役掛役之五人相立被成候

一 年号替安政元年(二)乙卯正月(三)ニ成

一 安政元(二)卯正月廿三日鹿兒嶋年二十二才御廻文相達候処(異)吳國

船用心として江戸詰被仰付人数諸郷年二十二才我兵四拾

八人高原年二十二才三人黒木尚齋瀬戸口右八郎鳥集庄兵衛

爰元六月二日出立年二十二才鹿兒嶋同月十一日立御座候近郷

より小林年二十二才四人高崎より三人高城より三人其外者遠郷之由

一 安政元(二)卯三月十五日御池巡りいたし候去(三)ル寅十一月五日

大地震(二)ニ付其日より御池水引事日(三)ニ増来春諸所より

御池濱巡り数人毎月有之候処拙者永濱万兵衛さのゝ兒玉平馬

同例(二)ニ而巡候処水の深さ引式丈五尺餘西嶽之下(三)ニ楠木之財木

式丁共(二)ニ水はなれて出候横五尺餘長さ五間餘有之候柳木の

湊之堂宮より後之濱計四拾間餘水引候水ぎはに松木の入木

先年よりの木打ゆぐい有之候

一 高原御地頭替 三十二番 安政元(二)卯八月朔日

福崎助八殿

取次(集)伊十院善右衛門殿

○安政二年・・・一八五五年

○「御鉾様」は高千穂峰に立つ天逆鉾

○「平鉢連」は、高原から見た中岳・矢岳（屋嶽）・新燃岳か

○「瀬戸尾越」高千穂峰と矢岳の鞍部にあった街道。

○安政の大地震

（斉彬公史料二一五六他）

※この地震により、守衛として江戸屋敷に詰めていた郷士のうち、死亡は高原郷士のみで、他は小林・蒲生郷士等の怪我人が出た
（同三七〇）

○「窪町」は現在の東京都文京区大塚の窪町辺りか

安政二年卯

一 霧嶋山御鉾様（此カ）比平鉢連之満之形（此カ）而此平より瀬戸尾越

屋嶽ニ移形相見合申様（様子）見申候人廣原之藤田源五左衛門下人

庄太郎妻こむす外ニそで外ニ女老人右四人ニ而十月十九日七時分ニ而

見申候

安政二年卯十月二日江戸大地震ニ付同六日カ薩州鹿児島嶋江飛脚同十八日ニ付着

一 右卯十月二之夜四時江戸大地震ニ付崩事十ヲニ九分之いたミ

一 江戸早員五千七百町

一 土蔵数拾壹万四千四百六十

一 御大名様様方四百余

一 御旗本土方拾八万五千八百

一 寺院宮社六千貳百余

一 死人拾壹万八千六百人余

一 怪我人三拾貳万六百人余

御救小屋（貼り紙）

上野

浅艸

窪町

外ニ九軒

此地震ノ為ニ黒木尚齋家屋（ヤ）ニうヅめられ死去ス

○「有馬玄蕃」は久留米藩主の有馬慶頼
か（前掲追録八一・二一八の四）

○「松平時之助」は大和郡山藩主の柳沢
保申（斉彬公史料二一・二二四）

○「桜田御屋敷」は幸橋御門内にあった
薩摩藩上屋敷で、地震により御座之間
等が倒壊、長屋等が焼失
（同二二四・二六八・二七〇）

○安政四年・・・一八五七年

○安政五年・・・一八五八年

○法号は「順聖院殿英徳良雄大居士」
（斉彬公史料三一・三三三他）

△拾壹軒

右卯十月二日夜江戸大地震^ニ而右通相損候由江戸詰

藤田真之丞殿^{方卯}十一月申遣^シ有之候高式拾貳万石筑後久留

米之城主有馬玄蕃^{番頭}守殿江戸御屋敷女中方百五人余

死人御家老壺人其外役職人有之由高拾五万石松平時之助

殿御歳拾壺才^ニ有之候由御家中三百五十人余乘馬拾^ニ

疋人馬焼死之由右地震^ニ付重敷死人申来候

薩摩御屋敷数ヶ所之内桜田御屋敷曲りくつれ之内

半分焼候けが人拾八人之内七人死人外御屋敷けが人

無之由承候

一 安政四年^巳十二月十四日夜四ツ時半時分^ニ永瀆万兵衛屋敷

西之うら屋^方火相付四間之内中比之間家屋中^方火相おこり候

西風強何間なく焼失^ニ相成候牛馬相出候其外衣類刀箱迄

相出候外俵数遣道具不残焼失^ニ相成候

安政五年^戌七月十六日^卯之刻御死去之由此時鹿兒嶋御城御在國也

△ 松平薩摩守齊彬公様御遊去^遊御歳五拾歳

御世八年被遊候當勢日本國第一之御聖人奉申候

御法名

△ 須聖院殿英徳良雄大居士御靈位

安政五年
七月二十日

外^二御法名
薩隅日三州之大守琉球國兼領

○「鉄丸」は島津斉彬の第六子哲丸で、

安政六年正月二日に死去

(忠義公史料一―一二)

○「御隠居様」は島津斉興、同年八月に

江戸を発し、十月に鹿児島入り

(前掲追録八―二六四)

○「嶋津山城」は島津久光

(前掲追録七―一五七八)

○「又次郎」は島津忠義(忠徳・茂久)

(前掲追録八―二七六)

○安政五年・一八五八年

○「ほうきぼし」はドナテイ彗星

○安政六年・一八五九年

○「水戸中納言」は水戸藩主の徳川慶篤、

「水戸前中納言」は徳川斉昭、「一橋宰相殿」は徳川慶喜、「松平讃岐守」は

讃岐高松藩主の松平頼胤、「松平大学」は

陸奥守山藩主の松平頼誠、「松平播磨守」は常陸国府中藩主の松平頼繩

(忠義公史料一―五九他)

右御死去^ニ付御禁断七月廿四日高原^江相達候五十日

御嫡子様去^ル已九月御誕生被遊候御歳二歳御脇腹^ニ而候

鉄丸様御名奉申候

御隠居様事江戸^ニ而被遊御座候

右 鉄丸様若君様^ニ而當分御世不相調候故重留屋敷^(重)

より御城^江御上り被遊候御歳拾九歳之由國主御世

十八年ヲ相究被置候由承申候左候得者 若君様式拾歳^ニ

御成被遊候右鉄丸様事御死去被成候

重留御屋敷嶋津山城殿御嫡子又次郎様當歳

十九歳^ニ而鹿児島御城^江御養子被遊御座候^而被御入候

一 安政五年^戊八月酉戌之間^ニほうきぼし出長

さ老丈五尺計横老尺計始暮六時下刻^ニ出五時上刻^ニ入

星入時者式丈五尺計^ニ尾を引相見合候

一 安政六年^未八月廿七日 常陸國主水戸中納言殿差扣 ○

水戸前中納言殿永蟄居 ○水戸殿御舎弟一橋宰相殿思召

有之御隠居慎 ○水戸殿御末家松平讃岐守差扣 ○

右同御末家松平大学頭差扣 ○右同御末家松平播^(播)广守

○「岩瀬肥後守」は岩瀬忠震、「永井玄蕃頭」は永井尚志、「川路左衛門尉」は川路聖謨、「川崎太郎」は川路大三郎、「稲垣大和守」は稲垣太和（篤）、「神保伯耆守」は神保長興、「小倉九八郎」は小倉正義

（忠義公史料一―七一）

○「中山備前守」は水戸藩附家老で常陸松岡藩主の中山信宝（同五九・七六ノ四）

○「松平和泉守」は老中で西尾藩主の松平乗全（同七六ノ四）、「井伊掃部頭」は大老で彦根藩主の井伊直弼（同七四）、「井沢美作守」は井沢政義、「鳥居権之助」は鳥居種之助忠善（同七六ノ五）

○「安嶋帯刀」は安嶋信立、「鵜飼幸吉」は鵜飼吉之助（知明）とも（同五九）、「鵜飼吉左衛門」は水戸家京留守居役の鵜飼知信（同九三）、「鮎沢伊太夫」は水戸家臣の鮎沢国継で遠島処分（同五九）あるいは死罪（同七五ノ五）、「小林民部少輔」は鷹司家来の小林良典で中追放（同五九）あるいは遠島（同七五ノ五）、「池内大學」は儒医の池内泰時（同七三）

○「松平伯耆守」は宮津藩主の本莊宗秀（同九〇）、「久貝因幡守」は久貝正典、「池田播磨守」は池田頼方、「石谷因幡守」は石谷穆清（同九三）、「松平久之丞」は詳細不明

差扣 ○同日に御作事奉行岩瀬肥後守 ○御軍艦奉行永井玄蕃頭右式人

思召有之候^ニ御役御免御切米被召上候差扣被仰付候 ○西丸御留守

居川路左衛門尉右思召有之御役御免隠居被仰付差扣被仰付候 ○

御小姓與仙石右近組川崎太郎右祖父左衛門尉思召有之御役御免

隠居被仰付候家督無相違其方^江被下候 ○右於稲垣長門守宅若年

寄申出座同人申渡之御目付神保伯耆守小倉九八郎相越 ○

同日水戸殿家老中山備後守^{前九}右其方儀家柄^茂相弁居厚心得

方も可有之候処此度前中納言殿御心得違^方御家来共不容易企^ニ

およひ候段被仰付置候詮^も無之不行届之至^ニ思召候依之急度^も

可被仰付候処未若年之儀別段之御隣忌^{隣忌}を以差扣被仰付候

右松平和泉守模寄井伊掃部守老中別座四人申渡之大目付

伊沢美作守御目付鳥居権之助右趣 ○同日水戸殿家老安嶋

帯刀切腹 ○右同家来茅根伊予之助死罪 ○吉左衛門倅鵜飼幸吉

獄門 ○鵜飼吉左衛門死罪 ○鷹司殿家来鮎沢伊太夫小林民部少輔

右式人遠嶋 ○京烏丸下長在町上^番町芳兵衛借家儒者池田^内大學

中追放 ○近衛殿老女むら岡押込 ○右於評定所寺社奉行

松平伯耆守大目付久貝因幡守南町奉行池田^應播^應廣^應守北町奉行

石谷因幡守御目付松平久之丞立會伯耆守申渡

右者御老中井伊掃部頭御取計^ニ而右通^リ有之候由承候

○萬延元年…一八六〇年（安政七年）
※いわゆる「桜田門外の変」

○「兄弟」とは有村雄助と次左衛門
（忠義公史料一―二二七）

○文久元年…一八六一年（万延二年）

○「ほうき星」はテバット彗星

○文久二年…一八六二年

○「安藤津嶋守」は、老中で陸奥岩城
平藩主の安藤信睦

（忠義公史料一―五〇五・五〇七）

○「寅助火事」とも呼ばれ、文久二年、
人吉城下の鍛冶屋町から出火し、城
下や城内の主要建物のほとんどが焼
失した（鶴嶋一九九九）

※この影響か、翌年六月、相良家から
薩摩藩に対し城の修復等を目的とし
た大工等拝借の依頼が来ている

（忠義公史料二―三五八）

○「藤兵衛山」は現在の高原町大字広
原の花堂地区に字あり

○前述のテバット彗星は五月から八月
まで確認されている

年号替ル

一 萬延元年^甲三月三日江戸御城下桜田御門内^{ニ而}井伊

掃部頭殿朝五時御登城之満之中^江水戸殿家来拾七寄

切込掃部殿家来皆切果^シ又者手追有之掃部頭殿首切取候由

拾七人之内式人者薩州之家来有村次右衛門兄弟之由水戸殿^ガ

御頼^{ニ付}人数入候由有村次右衛門歳十七才^{ニ而}掃部頭殿首打取其外

拾七人打果^シ我身手負して掃部頭打取たる大聲^{ニ而}名ヲ

名乗^リ切腹之由兄殿者御屋敷入帰國有之候水戸殿家来十五人者

無難帰國之由承申候井伊掃部頭江州彦根城主三拾五万石

年号替ル此秋^方から金錢壺文が式文替なる

一 文久元年^西五月廿五日暮六時下刻^方北亥之方^ニほう星出^ル

星七八寸廻^リ尾引事南^ニ渡^リ程有横三尺計

一 文久二年^戌二月江戸御老中安藤津嶋守切果^シ候由水戸流人

等名乗^リ申候

一 文久二年^戌二月七日求^{（球磨）}廣相良殿城家出火^{（下）}御城武士町無残

焼失^ニ相成其日八時分北大風^{ニ而}小林高原高崎大けぶりふきかけ

小林原高原^{ニ而}書物切^并相良民由書風^ニ来切紙取集地頭

飯屋^江取納有之候此邊藤兵衛山道畠川内^{ニ而}相おて申候

一 右同年^戌八月三日之夜^方見始候ほうき星出夜五ツ時分

間上^ニ相見得東^方西^ニ渡^ル尾四尺計^リ

○文久二年八月頃、コレラ及び麻疹が流行した（忠義公史料二―一四八）

○文久三年・・・一八六三年

○安政五年・・・一八五八年

○文久二年・・・一八六二年

○琉球通宝の製造（同二一五）

○文久三年・・・一八六三年

○「のろし（烽火）」は、山川・指宿・喜入・今和泉・谷山・佐多・大小根占等数十箇所を設置（同三八七）

一 右同^成年暮^方麦秋ニ掛日本國中一度ニはしかの病はやる先年はやりたるより三十八年めになるとゆふ鹿兒嶋はしかに死人多諸所者死人少^{シツ}、先年残せざる人五十歳六十歳七十歳ニ成人はしかをする残人なし

一 文久二年春金子壹両^{ニ付}代分九貫文替^ニ相成候処明年文久三年^{癸亥}二月^方壹両^{ニ付}分八貫文替^ニ相成唐金分^貳文替候処前年^方右同年^亥二月^方唐金錢壹文^{ニ付}分四文替^ニ相成候先年^方

是迄者小分^貳文替^ニ候先年^方四分分小分八文替^ニ而相成候

一 前々安政五年七月十六日御遊去^逝被遊御座候

松平薩摩守斉彬公様御死去跡五年ニ相成候處此節

文久二年^{壬戌}十月十五位^{（日又ケ）}權中納言御位ニ相成被

遊御座候御觸被仰渡候御法名^{（應）} 須聖院様

一 文久二年^{壬戌}春^方鹿兒嶋磯^ニ而御公儀より御免之上琉球

通寶之當百文錢いかた有之候

一 文久三年^{癸亥}薩摩國^{（江）}吳國船渡来之事

此節吳國渡来^{（興）}ニ^兼而堅被仰渡候通り右^亥六月廿

七日山川^{（江）}入来候^{（火）}直々山川^{（江）}鹿兒嶋^{（火）}のおろしの相圖

廿七日七時半ニあげ候処中途ニ^{（火）}式ケ所桜嶋^{（江）}請取あげ

○二七日、大小七艘が谷山村平川の七ツ島（鹿児島市七ツ島）付近に投錨（忠義公史料二一三八七）

○二八日、前之浜（鹿児島市喜入前之浜）へ回航、弁天・新波戸砲台付近に投錨、御軍役奉行の折田平八等に国書に内容を伝え（同三八八）、その後重富方面へ回航し、弁天砲台や桜島付近に投錨（同三九三）

○「ふれかつと」は「旗艦プレカトト船 (Frigate)」か（同三八八）

○「濱之市」は現在の霧島市隼人町真孝※藩は七月一日に開戦を決定（同四〇六ノ三）

○七月二日、諏訪社神事祭礼終了後に砲声（同四〇八ノ一）あり、英艦五艘、重富脇元浦に碇泊していた天祐・白鳳・青鷹の三艘を拿捕（同二）、正午前に各砲台から発砲（同三）、碇付近に避難していた琉球船三艘及び和船二艘（日向赤江船）、磯の鑄銭局や集成館をはじめ市街地が英艦の攻撃を受け焼失（同七・一三）

○「鹿児島臺場」は祇園・弁天・新波戸台場等、「櫻嶋臺場」は横山・鳥島砲台か（同三）

○七月三日、再び市街地や磯集成館に砲撃後、谷山沖で投錨（四一〇ノ一）
○「青山」は天山流砲術師範の青山愚知（痴）（同四七五）

鹿児島江受取のおろし（烽火）あげ候処鹿児島始近郷海岸

惣働ニ相成直ニ受取場江張出被待入候処明廿八日朝五時半

鹿児島前の濱江着船臺場ヲよけ磯之沖江相掛候処

吳國船七艘大小有之大船式艘者長サ六拾間横（患）

三拾間有一ツめ名者中白軍船一ツ者ふれかつと申名

之由其ヲ中ニ本船とシテ外輪乗り五艘ニ而大鉄炮操打

ニ而軍仕候然処廿八日吳國船小船一艘ニ而濱之市重留之前（患）

邊ヲ乗り廻シ明廿九日重留之前ニ隠シ被置候御國用御買入之蒸氣

船三艘米大錢ヲ摘入候ヲ見掛吳船（異・國ヌケ）ヲ寄付押シ取ニ奪取

桜嶋江引寄乗り込居舟頭共ヲ下シ摘入候早々取揚直ニ

火ヲ掛焼捨候外ニ鹿児島前ニ岸き内ニ入込候琉球船三艘

是又奪取米砂糖等摘入有之候由右之趣御届ニ相成候

右之仕ハズニ付七月二日九時分より大鉄炮打掛ニ相成鹿児島

臺場桜嶋臺場ハ大砲打掛候処彼吳船（異・國ヌケ）よりも大砲ヲ打出シ

戦ニ相成候処双方不得止事ヲ夜ルの五時迄戦有之候吳國船（患）も

輪乗り船者痛ニ相成候由本船式艘者無難之由其より明三日ニ

相成候得者谷山之沖江引取候処ヲ桜嶋之小嶋臺場詰青山氏

より大砲ヲ亥船打込被成候処破損ニ而水船ニ相成小根占之

沖捨置山川口ヲ出ル処同七日夜又かへり来引船ニ而引出シ候由

○「千眼寺」は西田村にある法華宗富士門派、安房国妙本寺末寺（薩藩政要録一）

○別記では、西田村にあった黄檗禪寺で、島津重豪により建立された大伽藍があったため、御座所に最適且つ数百の兵が駐屯可能という理由により本宮に指定され、武村の慈國寺に合併となった

（忠義公史料二一三三六）

○姫君については、当初は磯の花倉御茶屋の家屋を国分地頭飯屋内に移転の上避難する予定であったが（同二七五）、その後玉里邸、状況により花尾山平等王院に避難する事となり（同三三六）、六月二十八日、大砲との音と聞き、花尾山への避難準備に入った（同三九一）

○七月一日に千眼寺に入り、その日に国分への転城案が上がったが、結局取り止めとなった（同四七六）

御國許手負八人式人者相果死之由外者養生かるく之由

下々末迄三拾人位之由鹿兒嶋上町武士小路ニ掛焼失ニ

及候御當地武士町人男女考幼近在ニ六月廿七日方八日迄

内逃去候様ニ兼而仰渡被置候

上様者千眼寺江御迎被遊候御姫様者花尾山江

御迎被遊候

此節 上様事國府江御移之筈被仰渡候得共

御當地諸士中一方間一往鹿兒嶋御當住之願御座候由

諸所臺場江出張人数并怪我死人等ニ金子貳千兩

位も被仰付候

頭塩焔四千斤之内少シ相殘候由

吳國船方相掛候大炮玉鉄地ニ而候長サ壹尺八九寸廻者

貳尺途廻リニ而大玉者八拾五斤掛リ候大小有之候桜嶋方

取あつめ候玉俵拾七俵ニ入付小船三艘ニ而御當地江

差送り鹿兒嶋江打掛候玉取揃御作事江相おさめ

候様被仰渡候玉数千位も御納候由

吳國人死躰鹿兒嶋諸所江打上候死躰百人途も

あかり候由諸所江追々死躰あがり候得者未相究不申候

江戸ニをいて死人百人拾人等申出候由九月ニ相聞江候

○高原郷からは島津矢柄以下一五〇名
が出兵（忠義公史料二一四〇五）

○「嶋津矢柄」は一所持又は一所持格の
島津久敬（忠義公史料二一二二七）

○元治元年・一八六四年

○七月一八日未明に天竜寺に陣取った
長州軍が御所の中立賣御門を攻撃し
て戦鬪が勃発（禁門の変）
（前掲三一三五九）

○八月八日朝五ツ時分に下関の彦島付
近に襲来し、台場等を砲撃

（前掲四〇一・前掲追録八一五三八）
○十月九日、小林から高原郷の地頭飯
屋に入り、その後神徳院・錫杖院へ
参詣、高原地頭飯屋で郷士と面会し、
その日は高原泊

（名越時敏史料二）元治元年十月九日
条）

○元治二年・一八六五年
（慶応元年）

高原高崎野尻小林須木之儀七月三日四日五日^ニ掛り

出陳立有之候^分処國府加治木迄出張候^分処吳國船引取

に付御軍賦役方^分御當地迄差越不及是迄^ニ帰

郷之御觸有之候^分而引取申候高原之儀者國府宮内^分

老番立老與留置御地頭所嶋津矢柄様^分江御届^ニ

行候人数四人永濱作八郎丸山儀一郎宮田庄次郎黒木

宗一郎六日朝御地頭所御届首尾能帰郷仕宮田^分江役入

候人数同例^分而七日帰宅仕申候

一 元治元年^{甲子}七月十七日八日京都^ニ而長門之國勢せめ入

大軍有諸國勢^分ふせきた、かふ京都七分通焼失^ニ相成候

一 同元年^子八月五日長州^ニ而吳國船十八数^分ヲ以せむる五日六日等

軍有長州勢三百人計打死有たる由

一 同元年^子十月五日御差入^ニ而小林^ニ而居地頭名越屋左膳太殿

加久藤飯野須木野尻高原六ヶ郷請持同九日高原^ニ而

御差入神徳院錫杖院御参詣地頭御假屋^ニ御泊り明十日野尻^ニ被御越候

元治二年^丑六月年号替

一 慶應元年相成^{乙丑}六月より諸所之高直^ニ成

真米式斗式升入老俵代分^分拾老貫五百文替高原小林方限

但關外四ヶ所穆佐方限者真米老俵升代分^分老貫文替秋山樫も

壹升代分^(粉)壹貫文替等承候式斗四升入代分^(粉)式拾四貫文
麦代分^(粉)百文ニ四合替 但鹿兒嶋之儀も式斗四升入
代分^(粉)式拾四貫文

小麦同三合替

粟 同四合替

大豆同三合替

そめん代分^(粉)百文ニ式拾五貫目

木綿代分^(粉)百文ニ四匁^方三匁五分ニ成木綿壹反代分^(粉)七貫文

あさおにこき代分^(粉)百文ニ四匁替上布壹反代分^(粉)拾八貫文

中布壹反代分^(粉)拾五貫文下布同拾式貫文

金物諸遣道具分^(粉)百文ニ六匁目替明寅年者四匁替ニ相成

明寅年六月真米式斗式升入代分^(粉)式拾四貫文ニ相成候

外品々右ニ應し高直ニ相成

右當年^丑十月ニ相成候得者真米式斗式升入代分^(粉)式拾五貫文ニ相成候

一 天正十八年噺役始天明六年迄^(年ヌ)式百計^リ衆中士

噺役相定候処天明六年^方郷士年寄役等召被替置候処

慶應元年^{乙丑}六月又候衆中役名噺役等相替

被仰渡候処百年計^リ郷士年寄役ニ而御座候

一 慶應元年前子年^方真幸四ヶ所之内ニ酒屋御仕立鹿兒嶋

○「明寅年」は慶應二年（一八六六）

○天正十八年・・・一五九〇年

○天明六年・・・一七八六年

○慶應元年・・・一八六五年

○「前子年」は元治元年（一八六四）

○「正徳年号霧嶋山もゑ」は享保元年から同二年にかけての新燃岳噴火を指す

○慶応二年・・・一八六六年

○五月に長崎から寄港する旨の通達を経て（忠義公史料四一―一三六）、六月一五日夜、谷山南の七島の沖に公使が乗船した英国軍艦三艘が来航、翌一七日以降、磯での歓迎会や軍艦の操練等が行われた（同一八五―一九四）

○慶応三年・・・一八六七年

○「宮田之上并木」は現在の高原町大字西麓及び蒲牟田の並木地区

二而賣上ニ相成由慶應元_丑九月_乙右酒屋村_江鹿児嶋町人
三百竈移_リ被仰付候_而御物御普請諸所_江立事被仰渡候

一 慶應元年_丑十月七日方_乙坂本寺山_江猿壺疋相見合

候処其より宮田山_ニ相移_リ同月廿日比_乙も相見合行々

数日相付申候由先年式百五十年前_ニ正徳年

号霧嶋山もゑ出之節猿里おて仕申たる由候

此節者何様之つげにて御座候哉後日相知申候

一 慶應二年_寅六月十六日_乙吳國船鹿児嶋之前_{ニ而}

着軍船三艘前々_乙長崎_{ニ而}御相談之上差越候処

おらしや國おらした國いきりす國諸々の軍船乗り合

之由承申候磯之濱_{ニ而}鉄枓打指南為有之由同廿日_{ニ而}候

同月廿二日鹿児嶋出船いたし候由行々年々差越筈相談

御座候由承申候

一 慶應元_丑十月_乙鹿児嶋御城下_ニ諸郷_乙番兵詰始_リ

郷士高五百石_ニ付_乙老_人宛_{ニ而}御座候由高原_乙竹之下庄五

田口敬之助相勤申候慶應二年_寅七月数日_乙鹿児嶋直_ニ京都守得_乙

方詰_ニ登候同三年_卯二月十三日帰國仕右庄五敬之助高原_江着仕候_乙

一 慶應三年_{丁卯}正月十一日宮田之上并木之移_乙百性甚太郎_姓

※百姓甚太郎の養女が双頭の子牛を産み、死体を鹿兒島城下で披露したという話だが、それに類する文献は見つける事ができなかった

○「人暦之卷」は詳細不明

※『扶桑略記』「卷廿八」には、長久四年（一〇四三）に双頭の牛が生まれた事が記されている

○後朱雀天皇（一〇〇九〜一〇四五）

○「將軍」は徳川家茂、「二橋」は徳川慶喜

○「天子様」は孝明天皇、疱瘡による崩御（忠義公史料四―三四一）

○慶応三年・・・一八六七年

○前地頭の中原周助は詳細不明

○「谷川十郎兵衛」は物頭や側用人を務めた谷川次郎兵衛久武か（同三―四二五ノ二・小林市史）

○「近藤七郎左衛門」は嘉永三年四月一日に謹慎を命じられた御裁許掛見習の近藤七郎右衛門か

（斉彬公史料一―一一二）

等申者養女牛子産申候処躰壹ツ四足尾壹ツ首ハ両ツ
ニ相成頭ハ両ツ之面口ニツニはおゑはなニツ目四ツみミ四ツ
角四ツある両之頭ふときたらさる所なく牛生候
月数相合候故不足なく黒牛生候処四五日も相掛候得者
うみころし候而も城下江御披露ニ相成候
右之次第人暦之卷ニ相見得人皇六拾九代
御朱雀院之代長久四年癸未之歳牛両之頭有子ヲ
うむと相見得候此年大ひてり

一 去ル慶應元年之比將軍御死去ニ付一橋家ハ將軍御願

ニ而御座候処同二年之冬御死去之由承申候當分將軍無之由

同二年寅十二月 天子様御瘡瘡ニ付御崩去被成御座候而明

卯正月禁断五十日被仰渡候此時始而天子禁断被仰渡候

一 同三年卯二月廿八日ハ鹿兒嶋番兵被仰渡候而高原ハ高妻熊太郎

橋口嘉太郎式人差越申候

一 同三年卯二月高原地頭小林江居地頭鹿兒嶋ニ而御死去被成候而

卯三月御地頭替谷川十郎兵衛様御地頭被仰渡候

右御地頭同九月鹿兒嶋ニ而御死去被成候

一 同三年卯九月小林居御地頭所替近藤七郎左衛門殿江

被仰渡候十月初ニ而被御越候高原諸社御参詣として

十月十二日高原江差入被成候

右此時五ヶ外所持御地頭相成小林須木野尻高崎

高原御地頭

一 右同年卯七月真米式斗式升入代分^(鈔)四拾四貫文

いたし候粟壹俵三斗式升入代分^(鈔)三拾式貫文あさお代分^(鈔)

百文^(鈔)三七匁目替新こきお分百文^(鈔)三三匁目替外^(鈔)早々右^(鈔)應し
但歳がらハ中通^(鈔)有之候

一 右同年卯八月十二日鹿兒嶋前之濱出船京都登有之候

高原^(鈔)高妻熊太郎殿橋口嘉太郎右式人上京いたし候

此時同船^(鈔)狭野権現神主岩元大和社家日高右近

岩元兵庫右三人上京いたし候白川家^(鈔)直官^(鈔)相成候

一 同年卯十一月十三日薩州大守様前の濱^(鈔)出船^(鈔)

上京被遊候処八九年めに御登被成候

一 同年卯九月諸所郷寺御取あけに相成候高原^(鈔)

花堂の坂本寺廣原の真源庵麓の地藏院水流村

極楽寺四ヶ所あけ地^(鈔)相成候

一 同年卯年^(鈔)鹿兒嶋^(鈔)前々^(鈔)琉球通寶當百

錢^(鈔)并^(鈔)半朱分札分^(鈔)御引替有之候^(鈔)而天保通寶分^(鈔)二成

○同年八月二三日、岩元石見・日高右近・

岩元兵庫・日高出雲（上京せず）の

四名が白川家に入門

（渡辺他二〇〇〇）

○島津忠義は御召船三邦丸に、家老の

島津伊勢広兼をはじめ大砲隊及び遊

撃一番く六番隊は、軍艦豊瑞・翔鳳・

平運丸にそれぞれ乗船し上洛

（忠義公史料四一四五四）

○慶応二年五月の寺院廃合命令による

もの（忠義公史料四一四七・一四八）

○「極楽寺」は水流村にあった神徳院末

寺（三國名勝圖會 卷之五十六）

○「正月三日」以降の記述は鳥羽伏見の戦に関する記事
(忠義公史料四一五四五、前掲追録八一六二五他)

○「とみたか」は現在の宮崎県日向市にあつた富高代官所(豊後国日田代官所管轄)か

※足利尊氏の例に倣い幕府軍が九州で再起を図るのを防ぐため、幕領の豊後日田・長崎・天草・穂北(宮崎県西都市)に警備兵を派遣し制圧(忠義公史料四一七八七)。

○慶応四年・・・一八六八年
※明治に改元

○石の仁王像は、明治時代に引き上げられ、現在狭野神社の一面に祀られている

一 去^ル卯十一月十三日^方御出立 薩隅日大守様事

京都^江御上京之處明辰正月三日江戸徳川家

軍勢京都^ニ押寄薩摩之守討たてまつる筈

候処薩摩勢伏見^ニ而ふせきとめ勝軍^ニ相成大坂迄

追討いたし大坂城焼討薩州長州味方同月

十日迄大坂よと伏見^(淀)毎日大軍承候徳川家將軍是迄^ニ而候

此時二月中^ニなかさき^(長崎)あまくさ^(天草)豊後之とみ^(富高)たか

日向之本城薩州^方討取被成候由承候

一 慶應四年^辰三月十一日出立鹿兒嶋^江番兵

勤^ニ差越申候高原^方丸山儀一郎黒木兼之助一彦

右兩人相勤申候

一 慶應四年四月廿九日錫杖院住持麓之法連寺^江

引移被仰渡候右寺内^并御宮脇千手觀音諸仏法連寺^江持越

并仁王焼失有之候

同^間四月三日神徳院住持小林法光院^江引移

被仰渡候右兩寺高拾五石分ッ、被下候狭野神社

脇宮千手觀音^并寺内諸仏三日之日焼失^ニ相成候

仁王者石^ニ而候得者脇山内^ニ取除有之候郷内村々諸仏

之儀者追々村々^江神道方差入焼失除方有之候

高原之儀者諸仏焼除之役々曾於郡^方御差入高原^方
小林并妻霧嶋之様被相移候^(重)

右者此節諸仏取除方之儀者日本國中^江

天子^方勅許を以被仰渡候^{ニ付}僧躰者是迄御座候

神徳院高式百人拾石よ寺境内横千間立式千間^(聖)

御免地領内田畑見掛寺^方取調いたし候

錫杖院高百三拾五石よ寺境内祓川後前しんの

○「後前」は高原町大字蒲牟田の祓川地区内にある字名「後原」と関係があるか、「しんのいぼ」は場所不明

いぼ迄寺領分地田畑見掛寺^方取調いたし候右両寺

内此節^方表方支配^ニ相成候^而大山野支配被仰渡候

一 人皇十一代垂仁天皇^{スイ}之代後漢明帝^{ゴカンノ}之永平

十年^ニ天竺より仏法僧日本^ニ渡白馬寺始^而立其より

五百六拾八年ヲ越て

人皇三拾代欽明天皇^{キンメイ}之代^ニ大藏經^{たいそぎやう}二千卷日本^ニ渡

百濟國より五經^{きやう}之博士^{はかせ}こよミのはかせい薬^(博士)のはかせ沙門十余人

来ル勅願^ニよつて和州之大宮之大寺を建立す百濟

國より金像^(釈迦)之しやかはたてんかひ仏経をたてまつる

曾我^(蘇我)之いなめに給^(稲目)ふいなめ大和之向原寺を立て仏像を

あぢする是日本^(安置) 仏法渡^(加藍)がらんの始也^(疫)るぎれいはやる

○「向原寺」は現在の奈良県明日香村にあった寺院

物部之尾興等神國に仏法を用るによつて神之たゞり

なりと云て仏像をすつるゑきれいやます又仏法始也されとも

ゑきれいこふすい大風年々有て人なやむ

三十二代敏達天皇代^{ビタツ}聖德太子出て仏法半榮^繁す

右敏達天皇代より當慶應四年^巳卯歲迄

千三百式拾八年^ニ成其間仏法盛^ニして寺

領分地高日本國中^ニ者何百万石とも不相知候

右者神德院大権現錫杖院大権現申上候處

此節より狭野之神社^ト申奉候^{寺之跡ヲ神主館ト申但夫之居所也}

祓川之神社^ト申奉候^{寺之跡ヲ東御在所神主館ト申}

右東御在所錫杖院跡^江押領司權之守^辰四月廿五日

被移越候

替^{無之本之慶應ニ而}御座候^辰四月被仰渡候

鹿兒嶋番兵出張^辰五月十日御暇被仰付候^{丸山儀一郎黒木幸之助}

替^{無之候}人^{丸山十郎左衛門}永田圓十院^同五月十日届被仰渡候^辰同十一日宿元出立候

大軍敵徳川氏會津氏敗軍味方薩州長州大勝利

慶應四年^一末徳元年^辰五月被仰渡候去^{ル卯}八月京都守得方詰^備

※神德院・錫杖院共に建物は壊されず、神主館に転用された事がわかる

○天徳は九五七年から九六一年まで
(ここで登場した経緯は不明)

○四月二〇日及び二三日に行われた宇都宮城攻防戦
(忠義公史料五―三六一他)

※開戦日は一八日とも(同三六五)

○「仁和寺宮様」は、仁和寺宮嘉彰親王
(忠義公史料四一七二二)

被仰付候人数者東國徳川家并^ニ會津家朝敵^ニ相成候^ニ付

東國に征罰^ニ召被下候段申来候

一 右同年^辰五月晦日京都守得^衛被仰渡候^ニ付高原^方

永濱勘左衛門黒木幸之助右兩人罷立仕申候處^辰七月

三日^方越後之國越後口^ト申處軍立被仰付鹿兒嶋前之濱^方

出船仕申候同月廿四日^方丸山十郎左衛門永田圓十院^善右同前之濱^方

出船越後口^江軍立仕申候

一 右同年^辰六月相記申候去慶應三年^卯十二月八日比^方徳川

氏會津家^卷衆名家内々大坂^江軍勢^ヲ差向謀叛之企有

之候処同明四年^辰正月三日より大合戦^ニ相成候

征討大將軍仁和寺宮様御出陳錦之御旗御立

被成諸所^江御出張之由同十二日比^ニ数日大軍^ニ而相詰候由承申候

右徳川將軍是迄^ニ而高八百万石被召上候由申来候

一 右同四年^辰五月被仰渡候

一 銅錢一文ヶ分式拾四文直成^ニ相成候

一同四文錢壹文ヶ四拾八文^ニ相成候

一小刀かまの類者^物分百文^ニ掛目三匁五分替

一なたよき鍬山鍬之類者^物分百文^ニ掛目四匁五分替

右四ヶ条者被仰渡候

同九月^方銅分壹文^物

一三十三式文ツ、^物相成候

一天保分壹文^物付式百文ツ、

一半朱分壹文^物三三百文ツ、

右被仰渡候

○安政五年・・・一八五八年
○「ほうき星」は前述のドナテイ彗星

○「會津城」は現在の福島県会津若松市の鶴ヶ城

※「官軍」から始まり「良馬」までは、藩庁から各役や地頭等に廻文されたもの（忠義公史料六一二五）

○容保父子は、城外の妙國寺に謹慎（同二五・前掲追録八一七七八）

○「備後」は島津忠鑑（前掲追録八一七五三の一）

外ニ金壹兩所ニ者分（鈔）九貫文前々方被仰渡候通

内々正金之儀者直段不相定候処當分式朱金之儀者壹兩之前（鈔）分四拾八貫文ニ賣買有之候

一 前々十一年前安政五年午八月戌之方ニ當リほうき星相見得候処慶應四年辰正月方大軍有之候

一 慶應四年秋年号替明治元年辰九月廿三日奥州會津城落事

官軍會津城江押詰而攻撃之処賊徒敗北先月廿二日

城主肥後父子を初別紙之通謝罪状差出翌廿三日

出城脱劔ニ而軍門江状ニ付同所近邊國寺（妙又ケ）江被遂謹慎

残党者猪苗代江是又謹慎兵器等も都而差出同

廿四日居城御請取之儀之段申来候且米沢之儀茂

降伏之段も申来候此旨向々江早々致通達諸郷私領

江も可被申渡候

但本文通會津降伏ニ付一番隊より六番隊まで

壹番遊撃隊壹番式番大砲隊白川口臼砲

打手之儀御國許江歸陳被仰付先月廿四日

會津被差立候

十月 備後

○「圖書」は島津久治、「龍衛」は川上久齡、「内膳」は町田久憲（前掲追録八一七五三の一）、「右衛門」は桂久武（同六一九）、「良馬」は島津久義（同七七〇）

○松平容保及び家臣の嘆願書については、『忠義公史料五・七四二』を参照

圖書

右衛門

龍衛

内膳

良馬

臣容保乍恐謹而奉言上候拙臣儀京都在職中蒙

朝廷莫之鴻恩ナカラ萬分之微裏（モ）不奉報其内

當正月中於伏見表暴動之一戰旨意行違不憚

近畿奉天驚聽深ク奉懼（驚）候尔来引續今日迄遂（共）

奉抗敵 王師僻土頑陋之訛誤今更何與可申（共）

上様無御座實ニ不容天地之大罪措身ニ無取所人民（原文に「取」無し）

塗炭之苦（候）ヲ為受殘多次第全臣容保之所致ニ御

座候得者此上如何様之天刑被仰付トモ聊御恨

無御座候臣父子並家来之死生偏ニ奉仰天朝之

聖斷但國民与婦女子共ニ至而候而者元来無知無

罪之儀ニ御座候得者一紵之御赦免仰出候様代（被）

而奉歎訴候依之從來之諸兵器悉皆奉差上

速ニ開城官軍御陳所（門）江降伏奉謝罪候此上萬

一モ王政御復古出格之御憐愍（門）ヲ以テ至仁之御寬曲ニ

於被 仰付者冥加之至難有奉存候此段大総
督府御執事迄冒萬死奉歎願候誠惶誠恐頓
首再拜

慶應四年九月 源容保

謹言^(上)

亡國之陪臣長修等謹^而奉言上候老寡君容
保儀久々京都^(命)ニ於テ奉職罷在寸功モナク蒙無量之

天眷萬分之一^モ未奉報隆恩刺觸 天譴遂^ニ

今日之事體^ニ至リ容保父子城地差上降伏謝罪^(奉ヌケ)

候段畢竟微臣等頑愚疎暴^(頑)ニシテ輔道^(導之ヌケ)失ヒ

候儀今更哀訴仕候モ却^而恐多次第御座候^(ニヌケ)

得共臣子之至情實^ニ難堪奉存候間代^而

臣等被處嚴刑^(被ヌケ)下置度伏冀候何卒容^(奉ヌケ)

保父子蒙聖慈寬大之御沙汰候様御

執成被成下置度不顧忌諱泣血奉祈願

候臣長修等誠恐誠惶頓首再拜

松平若狹 重役

萱野權兵衛

長修 花押

※『忠義公史料五―七四二』では、井深と海老名の順序が逆になっている
また、同書では「海老原」となっているが、「海老名」が正しい

梶原平馬

景武 花押(同)

内藤介右衛門

信節 同

原田對馬

種龍 同

山川太蔵(大)

重 同

井深茂右衛門

重常 同

海老名郡治(原)

季 同

田中源之丞

玄 同

倉澤右兵衛

為 同

外諸臣共

一同

謹上

惣人員

一 百三十拾人^(一ヌケ) 治官士中

但軍務局共ニ

一 六百四拾六人<sup>兵卒之外
下々迄</sup>

一 千六百九人<sup>士中以下
右同断</sup>

一 四拾二人^{士中之從僕}

一 四百六拾人<sup>(一ヌケ)
他領脱走^(ノ者ヌケ)</sup>

一 五百七拾五人<sup>上下
婦女子^(中)</sup>

惣合五千二百三十五人

追^(上ヌケ)而取調差上可申候^(以上ヌケ)
右之外城下出張之人員ハ

一 六拾八人 役人

一 七百六十四人^{士中}兵隊

一 五百七拾人 病者

一 貳拾人 鳶之者

一 六拾四人 奥女中

覺^(定)

一 五拾九提^{(二) 砲}

一 拾八箱^{彈藥相附} 胴乱

一 千三百貳拾筋 鎗

以上

一 貳千八百貳拾五提^{(四) 砲} 小銃

一 貳萬貳千發 小銃彈藥

一 八拾七振^(二) 長刀

※『忠義公史料』の引用ここまで

○「市来清八郎」は詳細不明

九月

宇津九左衛門^(高)

右之通被仰渡候間早々廻達いたし尤地頭方^{江者}

別段遣不申候間其方^方可申出候此旨早々申越候以上

地頭所取次 市来清八郎

辰十月十五日

小林野尻高原高崎須木

暖中

一 卯八月方鹿兒嶋番兵勤高妻熊太郎橋口嘉太郎京都守得衛被仰付

上京仕申候処明辰五月方江戸表江出兵被仰付橋口嘉太郎殿者江戸方江

罷下り其方越後國江出兵仕合戦いたし辰七月十二日合戦ニはら

へその脇左ニ炮玉あたり深手ニ而十月帰國ニ而帰宅仕申候処其日

高崎番兵平川藤兵衛右同所同日戦死いたし候八月三日

越後國ニほうむり有之候段十月申来候高妻熊太郎殿者

京都ニ而脚氣かつつけしやうまんの病ニ而帰國被仰付六月帰宅仕申候

一 明治元年亦辰秋年号替り被仰渡候辰五月晦日鹿兒嶋

番兵被仰付候永濱勘左衛門黒木幸之助罷立申候処同八月

三日前之濱出船ニ而越後國江出兵被仰付四日五日之間者

肥前國之沖ニ而難船ニ及しやうき船ほ柱ふき打候ニ而平戸

申處ニ六日之日老夜泊り其方出船ニ而八日ニ越前江の就敬茄徳の湊江

相付翌九日出船越後國新片也相付滞在ニ而十六日方出船ニ而同

十七日出羽國秋田之郡久保田ニ相付城主官軍味方ニ御座候処

夫方拾弍里有之候處ニ賊敵有之候而押寄候処神宮司之玉川

花立也大合戦有之廿三日之七時方明廿四日朝六時

○「しやうまん」は傷寒（しやうかん）

か

○明治元年・・・一八六八年

※九月八日改元

（忠義公史料五―七二一）

○天草沖・平戸沖で大風雨に遭い、大

島（現在の長崎県西海市）に上陸、

潮水を被った武器類の手入れをした

後敦賀へ向かった（同六三三）

○「久保田」は秋田藩庁の久保田城

○「神宮司」は現在の秋田県大仙市神宮

寺、「玉川」は雄物川の支流、「花立」

は同市花館、いずれも秋田新幹線大

曲駅の北西

※花館へは十五・十六番小銃隊、番兵三・

四番隊、四番遊撃隊、外城国分・蒲

生郷隊が派遣された（同六八〇）

※八月二十三日、島津登（久包）隊が緒戦で大敗、島津新八郎久徴等戦死者多数（忠義公史料五―七二八）

○「上嶋」は現在の秋田県大仙市大曲西根上嶋、「岩野」は同じく仙北郡美郷町南町岩野町、「栂山」は同じく湯沢市秋ノ宮栂山辺りか

○明治元年八月二十一日発出の越後口出軍に伴う前之浜への参集文書による（忠義公史料五―六四八）

迄合戦有之候夫^ら九月十五日^{より}十七日之朝迄上嶋皆岩野

栂山三ヶ所^ニ而大合戦有之候夫^ら諸所^ニ迄追掛候處^ら降

伏^ニ相成候^而夫^ら諸國諸所^ヲ廻^り候処皆降伏^ニ相成夫^ら

奥州^ニ行奥脇道より常州武州通り江戸^江十日

滞在夫^ら廿日ケ間諸國通行京都^ニ相付七日ケ間滞在

大坂^ニ下り六日ケ間滞在十二月^〇二日^{（欠種）}出船廿四日廿五日之

間土佐之沖^ニ而難船^ニ相成廿六日日向之細嶋^ニ相付

廿九日高岡泊^り明^巳正月元日^ニ高原^ニ仮宅仕申候右兩人

首尾能帰宅仕候

一 明治元年^辰八月廿四日^{より}前の濱出船丸山十郎左衛門殿

永田圓壽院殿越後國^江出兵被仰付合戦いたし候^而越

後之新片^ニ五十五日滞在明^巳二月廿三日高原^ニ仮宅仕申候

右兩人共^ニ首尾能帰宅仕候

右東國軍立^ニ付前日門出^ニ狭野神社并東御

在所神社兩所^ニ参詣仕御初穂料分^{（粉）}壹貫貳百文

御焼酎三盃^ツ、差上御神樂御頼上申候其節より

毎月初朔日^ニ狭野神社^江御神樂月中十五日^ニ東御

在所^江御神樂右品物毎度差上候人数相かさみ

候節者三分^{（粉）}貳貫文又者貳貫五百文も差上候焼酎

○明治二年・・・一八六九年

※同年六月二十五日に知政所より發出された中元盂蘭盆会禁止令か
(忠義公史料六一三四九)

之儀も五盃も差上候哉後年之書記置申候

明治二_己年

一 此節御領國中一同是迄先祖祭り仏僧_{ニ付}中元之七月

十四日五日兩日生靈盆祭りいたし候処御引取禁止被仰渡候

而神道祭り_ニ被仰渡候間二月四日以後十一月中之卯日より

以後年中_ニ兩道神道を以先祖祭りいたし候様被仰渡

候皆一同承知仕候 先年来之事見及申候事

神武天皇様より人王二十九代宣化_{せん}天皇迄者

神道計_リ而先祖祭り當も神道を以祭方為有之由

御座候三十代欽明天皇より天竺又者唐よりも

追々仏法僧渡来いたし候而仏道繁昌いたし候由

人王始より一千五百三十七年_ニ當り四十五代聖武天皇

様代_ニ日本國中一同仏法僧を以生靈盆祭り被仰

渡候由相見候是より當年迄一千二十六年之間為有

之由此節右之通り御引取被仰渡候

人王三十八代齊明天皇代_ニ始而諸國之諸寺_ニ

うらぼん經を稱せしむ後之世に是を聖靈祭と云相見得候

明治二_己年

一 薩隅日三ヶ國御城鹿兒嶋城下士小番家新番家

御小姓與家諸鄉衆中士是迄三段御座候處此節將

軍徳川家戦争_{ニ付}諸鄉出兵致東國大治之上御

城下士小番新番御小姓諸鄉衆中士同格式_{ニ被}仰渡候

右之趣御地頭近藤七郎左衛門殿直_{ニ被}成申達候

巳八月十六日小林地頭假屋_{ニ而}噉與頭横目三役御用

一 將軍徳川家平治_{ニ付}明治元年_辰三月京都天子より江戸_ニ

治_{ニ御}下向被成候_而公家仁和寺之宮様より將軍被成候_而

公家將軍_ニ相成候諸國御家老役_并若御年寄役御

目附役各相替_ニ政役等各相替候諸鄉役々常備隊大長役

支配_ニ致各相替候

一 明治元年_辰三月壱所領分持大名拾九人鹿兒嶋城下_ニ

移越_ニ相成跡領分地者郷_ニ相成國主支配_ニ相成候_而御一門

家重留_壱万八千石餘加治木壱万八千石餘垂水_壱三千石_石

餘都城三万七千石餘其外八家城下_{ニ而}地行高千五百石

被召付候其外大名_并御寄合家知行高三百石_ニ相成候大名拾

九家 私領 重留_壱 加治木 垂水 花園 新城 市成 種子嶋

知覽 喜入 鹿籠 吉利 永吉 日置 平佐 入木_米 宮之城

○「明治元年」は同二年の誤植
※この時に一五〇〇石を賜ったのは、

重富（島津珍彦）、加治木（島津久宝）、
垂水（島津貴教）、都城（島津久寛）、
今和泉（島津忠敬・久敬）・日置（島
津久徴）・宮之城（島津久治）・種子
嶋（種子島久尚）の九家
（忠義公史料六一三九八）

○明治三年・・・一八七〇年

○「菜羈村」は場所不明

○「國府」は『宮崎県史』では「國二付」としているが、字体より「國府」と判じた

○明治四年・・・一八七一年

○九月四日発令、一五日実施の県内諸兵による吉野原大操練

(忠義公史料七一・一八七・一九二・一九四・前掲追録八一・一〇五八の七)

黒木 藺牟田 都之城 右大名領分地

一 明治三年^午十月高原高崎壱所^ニ相成高原之内水流村

上庄内^ニ相付高城之内妻霧嶋名高原^ニ相付都城内菜羈村高

原^ニ相付此時都之城三ツ^ニ成上庄内郷下庄内郷加治山勝岡^山相付

一 同三年午七月高原小林方限所々真米式斗式升入壱俵^{二付}

代分七拾三貫文^三直段相成候國府鹿兒嶋方限壱俵代分^三

八拾貫文^三相成候其外諸品々高直^ニ御座候

同四年始^方真米代分^三拾貫文^ニ成同七月^方真米壱俵代式拾貫文^ニ成

一 同四年^未九月諸所^江江戸出兵被仰渡候諸郷^方八百六拾よ人

九月八日鹿兒嶋前之濱^方出船御座候高原^方五人藤田本助

高妻藤太 平川十郎左衛門 四位 日高 出兵仕候

一 同四年^未九月十五日鹿兒嶋吉野^ニ調陳被仰渡候

薩摩大隅日向三ヶ國寄常備隊十四大隊豫備隊

拾大隊外^ニ鹿兒嶋^方大炮隊諸郷番兵隊六隊六小隊合三拾大隊

高原より常備隊壱小隊半豫備隊半隊合式小隊出兵御座候

惣人数壱万三千人餘

